

## 新司法試験調査会在り方検討グループ(第6回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

### 1 日時

平成15年6月26日(木) 13:30 ~ 18:00

### 2 場所

法務省司法試験考査委員室

### 3 出席者

(委員)

磯村保, 小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治

(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

### 4 議題

(1) 中間報告に向けての「意見の整理」について

(2) 今後の予定

### 5 配布資料

在り方検討グループにおける意見の整理(たたき台)

### 6 議事等

(1) 中間報告に向けての「意見の整理」について

【釜田委員】第6回の在り方検討グループの会合を開催させていただきます。本日の協議事項は, 中間報告に向けての意見整理についてでございます。お手元にこれまでの5回の会合と2回のワーキンググループの委員の方々との意見交換を踏まえまして, 出された御意見に基づいて庶務担当の方で整理した「たたき台案」がまいているかと思えます。このたたき台案は, 第1から第6の項目にわたって整理がなされております。順次この項目に従いまして御意見を頂きたいと思えます。それからお手元にもう一つ, 科目別ワーキンググループの場でこれまでに出ました御意見を取りまとめたものを参考資料として, お配りしております。これも随時御覧いただきまして御意見を頂戴できましたらと思っております。それでは, 庶務担当の方から順次, 配布資料について御説明をお願いします。

【横田人事課付】御説明させていただきます。「在り方検討グループにおける意

見の整理」と「科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめ」と題する2種類の資料をお手元にお配りしております。「在り方検討グループにおける意見の整理」が、これまでの御議論を基に庶務担当がたたき台として作成したものでございます。

もう一つの「科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめ」の方ですが、これは科目別ワーキンググループにおける検討状況についてを取りまとめたものでございます。必ずしもすべて確定しているというわけではございませんが、おおむねのところでは意見の一致を見ているものとお考えいただいて結構でございます。

また、最終的な中間報告の取りまとめの仕方について御説明申し上げますと、中間報告では、在り方検討グループと科目別ワーキンググループの意見部分を分けて記載することはせず、合体させて新試験調査会の意見として取りまとめた上で出すことを考えております。

本日、この「在り方検討グループにおける意見の整理」と「科目別ワーキンググループにおける意見のとりまとめ」を一通り見て御意見をいただきましたら、7月8日に予定されております次回会合には、できるだけ科目別ワーキンググループの意見と合体したバージョンをお示しする予定でおります。そのような段取りでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「在り方検討グループにおける意見の整理」の御説明に入らせていただきます。

第1の「新司法試験において選抜すべき法曹像」という部分ですが、これは、第1回の在り方検討会で御検討いただきました結果を基に取りまとめさせていただきました。

枠囲みの中の一つ目の「 」は「新司法試験において選抜すべき法曹像とは、『豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力』などの資質を備えた21世紀の司法を担うに足る法曹である。」となっており、枠外の一つ目と二つ目の「・」がこの「 」に関する説明になっています。一つ目の「・」は、司法制度改革審議会意見書の56ページに挙げられており、基本的には、新司法試験において選抜すべき法曹像もこれと重なるという内容でございます。二つ目の「・」は、「ただし、司法試験法に定められた試験科目と試験方法では、法曹に必要とされる資質すべてを判定し得るものではないことも明確にすべきである。例えば、豊かな人間性や感受性については、新司法試験で判定されるべきものではなく、プロセスとしての法曹養成制度全体を通してかん養されるべきものである。」としています。

枠囲みの中の2番目の「 」は、新司法試験の目的について述べたものでございまして、「新司法試験においては、更に司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の能力等を備えているかを判定することを目的とすべきである。」。このことにつきましては、更にその能力の内容を詳しく書き下

したものが三つ目の「・」でございます。「知識，思考力，分析力，表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とすべきである。」という記載になっております。

【釜田委員】ただ今説明のありました，第1の項目につきまして御意見を頂きたいと思っております。

【鈴木委員】形式の問題ですけれども，中間報告では，この枠内の部分と，枠外の説明部分も公表するという形になるのですか。

【横田人事課付】はい，大きなポイントとなる事項を枠囲みの中で示し，その説明や補足部分を枠外の「・」で表すという形にしております。

【鈴木委員】法曹像としては，改革審で言っていることですので，全く異論がないのですが，言葉の問題として，「新司法試験において選抜すべき」となると，その後司法修習があるものですから，何だか上手く合わない感じがします。この標題自体は司法試験管理委員会から在り方に投げかけられた表現ですので，これを変えるわけにはいかないのかもしれませんが。要するに，法曹像としてはこうだということと，新司法試験において選抜すべき法曹像というのが上手くイコールの関係で行くのかどうかというところがですね。

【宮川委員】私も同じ疑問を持ったのですが，審議会意見の56ページは，21世紀の司法を担う法曹に必要な資質について列挙しているということで，必ずしもこれは新司法試験において選抜すべき法曹像とイコールではなく，こういう者を新司法試験で選抜できるかどうかということがあるかと思えますね。法曹養成のプロセス全体の中で，こういう法曹像に到達するということが求められているということであると思えます。

もう一つ，次の二つ目の「」は，「新司法試験においては，更に司法修習を施せばうんぬん」と書いてあって，そのことを目的とすべきであると書いてあるわけですが，新司法試験法は，「法科大学院過程における教育と司法修習生の修習と有機的連携の下に行う」と書いてあるわけですので，法曹養成のプロセスの中核である法科大学院における学習の成果を確認することも目的となっている。目的とすべきであるということの一つが抜けているのではないかと。

【横田人事課付】ただ今御意見のありました「新司法試験において選抜すべき法曹像」という標題についてですが，確かに司法試験管理委員会は在り方検討グループの調査研究事項について，「新司法試験において選抜すべき法曹像」という語句を使っておりますが，在り方検討グループの方でその言葉にこだわられる必要はないと思えます。

【釜田委員】そうですね。

【小津委員】今の御議論は誠にごもっともだと思います。そうしますと、修文の方法としては、最初の「 」のところを、21世紀のところを書くかどうかはともかくとして、これからの法曹に必要な資質とは、これこれこういうことであると。そして2番目の「 」で、一部分しか書いてないと言われましたけれども、この文章を活かすとしたら、そういう法曹としての活動を始めることが、更に司法修習を施せば、許される程度の能力を備えているかどうかを判定するのが司法試験であると、こういうようにつなげるとすると、最初のところは書きやすいかもしれないですね。2番目のところで、今、宮川委員が言われた点をどうするかということはあると思います。

【釜田委員】一番最後の6ページの第6というところを御覧いただけますか。第6で「その他新司法試験の在り方に関連する事項」ということで、「新司法試験の実施に当たっては、法科大学院における教育との有機的連携に配慮すると同時に、司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。」ということを書いていただいているわけですが、これが今の宮川委員がおっしゃっていたこととも関連する部分ではないかと思うので、何か中間報告に前書きが付くのであれば、そこで、選抜すべき法曹像の前に、こういう全体の項目の基礎になるような考え方を付ければカバーできると思うのですが。

【中川委員】むしろこの1は、目的ではないのですか、新司法試験の目的。この「 」の一つ目は、期待される法曹像ということでありまして、そういう法曹を育てていこうという、これは試験とは別に一つの理想としてあるわけですよ、この新司法試験の目的とはなんたるかということになれば、やっぱり私は、宮川委員が言われた、一つは法科大学院との有機的な関連を持った試験にすること、それから法曹として適当な修習を受ければ活動ができる、その程度の能力の判定をするのだということをはっきり打ち出した方がいいような気がしますけれども。逆にもっと突き詰めた言い方をすれば、この新司法試験には限界があるのだという言い方でもいいんですよね、この期待される法曹像を選ぶのは無理だと、それは限界があるのだから。やっぱり新司法試験の目的というのは、この目的でやりますということを行った方がはっきりするような気がしますけれども。

【磯村委員】説明文の「・」の一つ目と二つ目は恐らく、その両者の矛盾をどう説明しようかということ工夫をされたのだらうと思いますが、新司法試験では求められる法曹の資質すべては問えないということになると、先ほどから議論されているように、最初の方の法曹像というのはこれから養成される法曹像であり、新司法試験では必ずしもすべての資質を問うことはできないけれども、期待される法曹像にできるだけマッチするような試験をするというような話なんだろうと思います。

【中川委員】これは無視はできないけれども，頭に置いて新しい制度を作りますと，その目的は何かというと，さっきおっしゃった二つに収れんするような気がします。

【磯村委員】ここでも，例えば，豊かな人間性と感受性については，既に具体的な言及があるわけですがけれども，国際的視野とか語学力なども，新司法試験自体ではなくて，プロセスの中でそれをどう涵養するかという話だろうと思いますので，そこを上手く書き分けていただく方がいいかなと思います。

【柏木委員】それから，ここで抜けているところで，スキルに関する面はペーパーテストでは無理ですね。例えばコミュニケーション能力というような，スキルに関する面はプロセスで教えないといけない，そうするとむしろ私は司法試験で測りうる能力というのは，かなり限定されているのではないかという気がするのです，もう少し二つ目の「・」のところを強調していただけるとありがたいと思います。

それから枠の中は，これはやはり恐らく皆さんが御指摘のとおり，大きな目的を規定するべきところなんだろうと思いますので，今の小津委員のサジェスションなんかは，私は非常にいいのではないかという気がします。

それで宮川委員のおっしゃられた問題は，一番最後のところで，もっとあるような気がするのです，この6番のところで議論してもいいのではないかという気がします。

【宮川委員】第6は，第1の記載とダブっていると感じます。関連する事項としては，もう少し別なことがあるのではないかと思います。

【釜田委員】今御指摘のとおり，第6は最初の1ともつながるし，あるいはひょっとしたら独立して，もっと前に出てくることになるかもしれませんが，最後に，そういう形に整えればよろしいのではないのでしょうか。そういたしましたら，今，御指摘いただきましたような点を踏まえてもう少し文章を工夫していただきましょうか。

それでは第2の点に移らせていただきます。

【横田人事課付】それでは，第2項の御説明をさせていただきます。第2「試験実施の枠組み」として，「1 試験実施の基本的な考え方」，「2 実施日程」，「3 試験日程」の順で記載しております。この点について庶務担当で更に検討を加えましたところ，1，2，3のうち，1の「試験実施の基本的考え方」というのは，試験実施の枠組みの中に入れるよりも，別項を立てるべきではないかと考えております。第2を「試験実施の基本的考え方」という別の項目を立て，第3を「試験実施の枠組み」として，「1 実施日程」，「2 試験日程」という形では

いかがでしょうか。

それではまず、「試験実施の基本的考え方」について御説明します。「試験の実施上ある程度の共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに相当程度の独自性を認めるべきである。」ということですが、実施上の共通の枠組みを定める必要があるものもあるけれども、試験科目ごとの独自性はそれなりに認めるべきであるというのが、その内容でございます。科目別ワーキンググループでは、時間数や短答式の問題の配点、問題の数などについて、各科目ごとにかんがいのバリエーションを認めようという方向で検討がなされております。これは、そういう検討の方向性を認める趣旨を明らかにしたものです。

その具体的な内容については、一つ目の「・」で「新たな法曹養成制度における司法試験が、法科大学院における教育との有機的連携の下に、これまでと異なり、より実務的かつ多様な能力を判定するものとなることにかんがみ、試験科目ごとの出題等については、試験の実施上、出題方針や配点などある程度共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、相当程度の独自性を認めるべきである。」という説明をしております。

次に実施日程でございますが、枠内は「短答式試験及び論文式試験は同時期に実施するものとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。」、「合格発表は毎年9月初めころまでに行う。」、「・」の方は、条文に従いまして、「司法試験の合格者の判定は、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行うものとされているところから、短答式試験及び論文式試験は同時期に実施するものとする。また、法科大学院修了者に対し、できるだけ早期に進路選択、就業の機会を与える必要から、受験日も法科大学院の修了認定日以後、相当な準備期間を設けた上で、できるだけ早期に設定することとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。」、「合格者が年内に司法修習を開始することを可能とするため、合格発表は毎年9月初めころまでに実施する。」としております。

また、試験の日程につきましては、前回御議論いただきました趣旨を反映いたしまして、「短答式試験及び論文式試験の日程は、連続する4日間程度とする方向で検討する。」、「短答式試験については、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別に実施する。」としております。また、枠外の「・」は、「短答式試験及び論文式試験の日程は、試験時間、受験者の便宜等を考慮し、できる限り連続する4日間程度とする方向で、会場確保の問題等も踏まえて更に検討する。」、「短答式試験については、科目ごとに試験時間が異なるものとされる予定であることなどから、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別に実施する。」という説明をしております。二つ目の「・」は、科目別ワーキンググループとの意見交換の際に、各科目で各別に実施されるという御意見が強かったところから、それを反映したものです。試験日程のイメージは、別添のとおり、カラーのものをお配りいたしております。イメージでございますので、時間は確定しておりません。一方、「科目別ワーキンググループの意見の取りまとめ」では、「連続又は近接する4日間程度とする。」となっており、これは基本的に連続なんだけれども、会場確保ができない場合には週末を2回用

いるということも視野に入れた方がいいのではないかというような御意見もございまして、「近接する」という言葉が入っています。庶務担当では、会場確保の点は、まだ白紙の状態です。

【釜田委員】第2の点についていかがでございましょうか。

【小津委員】形式のことについて申し上げますと、第2の1の趣旨が、今、御説明があったようなことだとすれば、それは、2、3とは別にしたほうが誤解を与えないのではなからうかと思しますので、別に独立させていただいて、2と3は「日程」と書くのかどうか分かりませんが、何かそのような別の標題にした方が分かりやすいと思います。

【宮川委員】第2の標題を「試験実施の基本的な考えと、その枠組み」というタイトルにしてまとめてしまうというわけにはいきませんか。

【小津委員】そういう方法もあると思います。ただ、その場合に、基本的な考え方と枠組みというのが相当違うかなと、つまり枠組みというのは、基本的考え方という意味の枠組みなのか、日程のことを言っているのかという意味においては、相当枠組みの意味が違うのではないかと思うのです。

【鈴木委員】確かに、同じ項目に置いたのでは、次に続くのが実施日程とか試験日程ですから、「試験実施の基本的考え方」はそれと関連するのかなと言いますか、同じ範疇（はんちゅう）に入るのかなというような疑問があります。

【小津委員】そういうふうに誤解されてしまいそうだなと思うわけです。

【鈴木委員】そうですね。そういう受け止め方はあると思いますので、別項にした方が理解されやすいのではないかなと思います。

【磯村委員】一種の総則規定ですね、これ。全体に共通する問題ですから、少し体裁を工夫する方がいいかもしれません。

【宮川委員】こだわりません。

【鈴木委員】ただ、その独自性を認めること自体、正に程度問題で何も書いてないから、ちょっと分かりにくいかなと思います。前回優先的に検討すべき事項を議論したときに、「ある程度共通の」と言ったり、「相当程度」では分からないのではないかと、一旦削ろうかということがありましたよね。今の御説明で考え方を表すのだという趣旨であれば、それでやむを得ないかなという気がしますが、ただ、表現振りとしてこれでいいのかどうかという問題があります。それと枠外

の説明の方が読みにくいですね。先に「試験科目ごとの出題等については、」とあり、その後で「出題方針や配点などについて」とありまして、両者の関わり具合がよく分からないのです。「出題等については、」、「相当程度の独自性を認めるべきだ」とつながるわけですね。その中間に、「出題方針や配点などについてある程度共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、」とあると、結局どちらが除かれているのが読みにくいのではないのでしょうか。

【横田人事課付】御指摘のとおり、分かりにくい表現になっていたと思います。ここは基本的な考え方を示すところですから、冒頭の「試験科目ごとの出題等については」という限定は不要であり、枠内の「」は、「試験の実施上ある程度の共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、」ここに「試験科目ごとに」という言葉を挿入いたしまして、「試験科目ごとに相当程度の独自性を認めるべきである。」としてはいかがでしょうか。そうなりますと、枠外の「・」は、枠内と平仄（ひょうそく）を合わせる意味で、2行目の「かんがみ」までは同じですが、その後が「試験の実施上、出題方針や配点などについてある程度共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに相当程度の独自性を認めるべきである。」としてはいかがでしょうか。

【中川委員】その方が分かりやすいと思いますけれども、これは大した問題ではない。科目別ワーキンググループの取りまとめを拝見しますとですね、短答式は各科目で若干違うのかなと、だけど論文式は2ページの下の方に3科目まとめておっしゃっていますよね。独自性というのはもっと具体的に言うと何なのだろうかということになるのでしょうか。短答式の出題数とか、配点配分とか。

【横田人事課付】現在既に検討が進んでいるものでは、短答式の問題数、各問への配点、選択肢の数などにいろいろなバリエーションを認める案を検討されておられるようです。また、論文式の問題の中身につきましても、科目ごとにバリエーションのある問題をお考えのようです。

【中川委員】そうですか。ただこの比較的長文の具体的事例について問題点を抽出、分析、法解釈、その他をやりましょと、これでもう統一されているような気がいたしますよね。

【小津委員】中川委員の御指摘はごもっともで、敢えてこれを入れるのは、科目別から見ると、細かいことまでガチッと在り方等で決められてしまうと困る面が出てくるといふ心配からであろうと思います。そう考えますと、独自性という言葉が積極的すぎるのではないかと思います。そうすると、ちょっと表現はぼかしますが、相当程度試験科目ごとの判断に委ねられるべきであるとかですね、それぐらいにしていた方が、委ねた結果同じものになっても構わないわけで、独自性と言うと、いかにもすごく違うなというイメージがあります。



【中川委員】大上段に振りかぶり過ぎているような，法科大学院における教育との有機的連携の下というのが，独自性とどういう関係があるのですかという気がします。だから緩やかに，従来のような司法試験の出題ではなくて，科目ごとに工夫されたものでも結構ですというような感じなのではないのですか，これは。

【鈴木委員】ただ，これは意見の取りまとめ案ですので，この内容というのは在り方グループと科目別ワーキンググループの関係ではなくて，将来の考査委員全体と，各科目の考査委員との間の問題になりますよね。そういうときに，例えば民事系の出題の仕方がちょっとおかしいのではないかとすることを考査委員会議全体で口出しできるかどうかという問題になりますよね。将来の問題として，考査委員全体の，他の科目の委員の多数はおかしいと思っていることが，ある科目の独自性ということで認められるということでもいいかどうかという，それをちょっと検討しておかないといけないのではないかとこのように思います。

【中川委員】そういう意味では，「認める」という言葉がおかしいのかもしれませんがね。

【磯村委員】科目別ワーキンググループとの意見交換の際の議論を正確に把握していないのですが，この文章を読んだときに，裁量が少し広すぎるかなという印象が，まずありました。例えば，短答式で問うべき能力とは，基本的な知識，基本的な推論能力ということですが，各科目でこれでいいのだということ勝手にやれるかというのと，やはり，ある程度試験全体としての統一性というのが必要だと思います。その趣旨は共通の枠組みを定める必要があるものを除いてという表現の中に読み込めるのかもしれませんが，それがむしろルールとしては例外で，基本は独自性にあるというニュアンスが少し強いのではないかなという気がいたしました。しかも「相当程度の」というのは，更にその独自性を強めているように感じられ，科目の性質に応じてそれぞれ判断する必要がある点は別として，ある種の共通性は，試験としてそれなりに確保する必要があるのではないかとこの印象を持ちました。

【鈴木委員】具体的に申しますと，後でまた，各科目のバランスの問題が出ますが，仮に配点を2：3：2とした場合，問題数は，配点比と無関係に各科目が独自に決めるということになりますと，配点は2：3：2だけれども，問題数からすると公法系の方が多くて民事系の方が少ないということだって生じ得る。それの方がいいという意見もあるかもしれませんが，そこら辺をどの辺までカバーする問題なのかがちょっと不明確かなという気がします。

【小津委員】これはいずれにしても，何か文章を工夫していただくしかないと思います。この枠の中は，非常にニュートラルな書き方で，全体として決めて

おかなければいけない部分もあるし、科目別に決めてもらった方がいいこともあるよという書き方にしておいて、その「・」の中で本当に言いたいことは、現行の司法試験がいろいろ細かいところまで決めすぎているのではないかと、そこまでガチガチしたものはやめようと、そういう意味だと思えますね。それがうまく出るような書き方にした方が心が伝わるかなと思います。

【宮川委員】文章の修正ですが、「試験の実施上ある程度」の「ある程度」を消してしまって、「試験の実施上共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、ある程度の自由度を認めるべきである。」と、こんな文章でどうでしょう。そうすると落ち着きがいいかと思えます。自由度という表現がいいかどうかはともかくとして、ニュアンスとしてはそのようなことですね。私もこの前の科目別グループの委員の意見を聞いていて、あまり規制しないで、相当程度自由に様々な実験をしてもらうということは意味があることだと思いました。だから、ガッチリした枠を決めないということについては賛成で、そのことが表れていればいいことで、逆にあまり自由にすると、この前も懸念を感じたのですが、受験者の方からするとですね、とまどうこともあると思えます。それから鈴木委員がおっしゃったような問題点も、遠い将来に起きないとも限らないということもあるかと思えます。

【中川委員】むしろ、これをはっきりと言った方が分かりやすいのかな、出題の形式と配点の多様化というか、出題の形式と配点については、科目ごとに工夫していただいてもいいんですと。例として、その二つを挙げると非常に分かるという気がします。その他に何かありますかと言われたって、あまり大したもの、どこもやりたがらないわけですから。

【鈴木委員】具体的に言いますと、今ですと短答は5肢選択というものを基本としていますよね。ああいうのは各科目に任せてくれと、それも完全に自由にして、×式だけでいいかというとか何かそれでいいのかなという気がいたしますし、やはり限界があるのではないかというところなんでしょうか。

【中川委員】だけどそう突飛なものにはならないでしょう、大体収れんするところは、5肢になるか、4肢になるか、大体そうなるんでしょうし。

【磯村委員】ただ、公法の持っている問題数のイメージと、民事系の持っている短答式の問題のイメージは、随分食い違っているのではないかという気がします。そうすると、非常に広い自由度ということになってしまいます。

【中川委員】だけどそれぐらいは書いてもいいという割り切りもありますしね。

【磯村委員】それはそう思いますが。

【小津委員】科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめを拝見すると、公法系，民事系，刑事系で何問ずつぐらいというのが出ておりまして，そうすると，その辺りのイメージのギャップも大分修正されているみたいですね。

【磯村委員】そのようですね，2対3対2という問題数もほぼまとまりつつあるということでしょうか。

【横田人事課付】在り方検討グループとの意見交換を受けて，民事系科目の方で，短答式の問題数を増やすという方向で検討されたようでございます。

【宮川委員】「科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめ」の1ページの下の方では，出題の形式，配点を多様化するという表現なんですよね，この程度の表現でどうですか。多様性を認めるという。

【中川委員】これはいいかもしれませんね。

【宮川委員】「相当程度の独自性を認めるべきである。」だとかなり抵抗があるのではないのでしょうか。

【釜田委員】今，御指摘いただきました点を入れていただきまして，文章を少し工夫していただくということにしましょう。「試験実施の基本的考え方」をこの位置にこういう形で置いておくのか，それとも独立させて第2項とするのかについてはいかがでしょうか。

【小津委員】これだけ独立させて第2項とし，日程部分を別に第3とするのがよいと思います。

【釜田委員】そうすると，「試験実施の基本的考え方」を第2にして，実施日程以下を第3にするということですね。

【磯村委員】試験実施の基本的考え方ということなのではないでしょうか。これは文字通り科目の相対的独立性を認めるという，そこに尽きているわけですよね，基本的な考え方というのと，もう少し大きな広がりがありそうですが。

【小津委員】標題も含めて検討していただきましょうか。

【磯村委員】ええ，何かそういう気がしてきました。

【宮川委員】試験実施における多様性とか。

【釜田委員】基本的考え方という言葉を変えろということですね。

【磯村委員】今の点との関係なのですが、先ほど「出題等については」をはずすということとの関係で、例えば、時間の設定について、各科目で、自分たちは何時間、自分たちは何時間というように、ある程度多様性を認めるのか、あるいは、それは、枠としては決めたいうえでやっていただくのかというのは、どちらのイメージなんでしょうか。

【横田人事課付】実際の科目別ワーキンググループの検討状況で申し上げますと、科目ごとに多様性を追究されているのは、主として出題の形式、配点等です。

【磯村委員】仮に、今年の問題からすると、5時間ではなくて6時間の方がいいということまで自由度を認めるのか、現行の司法試験のように、とにかく時間の枠組みはあらかじめ固定されていて、その中で適当な出題をするということにするのかという問題は残りそうですが。

【鈴木委員】問題数についても毎年同じである必要がないという議論があったですね。ですから、当然時間の方もという議論があると思うのですが。

【小津委員】そこはですね、毎年同じでなければいけないかという問題と、科目別の判断だけで決めていいかどうかというのは別の様な気がします。ですから場合によっては、やってみたけれども、自分の科目は後30分長い方がいいなと思った場合に、変えるとしても、そこは今でいうと司法試験管理委員会なり、全体の考査委員会議で「そうですね」と言ってもらわないと、試験実施の方も日程が組めないのではないかと思います。

【磯村委員】恐らく共通する枠組みという範疇に入ることですかね。

【小津委員】ただ、一度決めたら変えられないということではないということでしょう。

【中川委員】やっぱり毎年変えるというのはあんまり好ましくないのではないかな。いろいろな意味で事務的なものも含めて。

【横田人事課付】その他、短答式試験の毎年度の自由度という関係では、コンピュータプログラムのシステムの設計の変更を伴わずに変えられる範囲と、システムを変えなければ対応できないというものがございます。その点は、庶務担当に御相談いただくようにしております。

【釜田委員】そういたしましたら、今の第2のところは、先ほど御指摘いただきましたように第2と第3に分けて設定するというようにしていただき、新しい第2のところは、なお、少し文章に工夫をしていただくということによろしいですか。

【鈴木委員】日程に絡むところで、合格発表が毎年9月初めころまでに行うということで、これは異論がないところだったと思うのですが、法曹養成検討会の方では8月末から9月初めとありましたね。もちろん「9月初めころまで」という表現でカバーされているのですけれども、表現が違ふとですね、一步後退かと言われるのではないかと思います。結論自体に異論があるわけではないのですが。

【宮川委員】前にも意見申し上げましたけれど、この移行期は現行司法試験の合格者の人達の司法修習もありますから、司法修習実施上の制約からですね、開始時期を11月末から12月の月上旬に持って来ざるを得ないということで、そこから逆算すると合格発表は毎年9月初めころということになるかと思うのです。しかし、修習開始が11月とか12月とかというのは、世の常識に少し反している。推進本部の顧問会議でももっと早くできないのかという意見があったと思うのです。ですから、これについては、鈴木委員が言われた意見と共にですね、下の「・」のところに、「なお、合格発表の時期は、将来的には早める工夫をする。」とかいうようなことが入っていないと、これまでの議論の過程からいうと問題あるかなという感じがします。

【池上人事課長】これは、もっぱら研究者の試験委員の採点が夏休みに行われてきたということを前提にして、事務的にこの時期までなら論文の採点がスムーズに行くかなということで記載したわけです。しかし、努力目標として宮川委員がおっしゃるような趣旨を書いておくことは可能かと思えます。法科大学院の教育と夏休みがどうなるのか、あるいは審査委員がどの程度の答案の採点を負担するかということにもかかってくることなので、明確に書かなかったところでございますけれども、御趣旨を踏まえて考えたいと思えます。

【磯村委員】一つ違う問題の提起で、新しい司法試験法を読み直して思いついた点で、総合評価の問題にも関わるわけですが、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者について総合評価を行うとされています。そうすると、現在の短答式試験とは趣旨が違ふにしても、どこかで、この水準以下の者は論文式の評価を受ける成績に達していないという判定が、総合評価による判定より早い時期に出るわけですね。そのような場合に、短答式試験で必要な成績を得られなかった者について、9月の最終発表まで結果を待たせる必要があるのか、あるいはその者については論文式試験の評価を受けることができないという、一種の不合格通知を行うことが考えられそうです。やり方を間違えると、今と同じではないかという受け止め方をされるところなのですが、しかし論文式の評価を受けられない、

したがって総合評価で不合格となることがあらかじめ決まっている人を9月まで待たせるよりも、早く告知をして、その期間に彼らに、どう対応するか考えてもらう方がいいのではないかという気がしております。その点について、是非御意見をお伺いしたいと思います。

【中川委員】もう一つあるのではないですか、仮にこのやり方としても、9月で不合格になった人ですね、その人は、ロースクールを卒業して9月まで待ったと、それで不合格になったという人は、これはどういうポジションになるのですかね。学籍はなくなっているわけですね、いわゆる完全浪人と、例えば自分は司法試験を諦めて、どこか企業に行くというチャンスはこの時期だともうだめですね、もう無理だと思うのですよ。ゼロだとは言わないけれども、大体4月採用ということになれば、来年の4月までは待たざるを得ないというこの問題もありますよね。

【磯村委員】それもおっしゃるとおりだと思いますが、しかしそれではどういう方法があるかというところ、そこまでに合格発表の結果を出せないで、そこは無理がありそうです。

【中川委員】在学中に全部結論が出るのが一番理想的なんですよ。

【池上人事課長】そうでないスキームで制度設計がなされて、法科大学院の修了が受験資格とされておりますので。

【中川委員】修了した瞬間に分かるというのであれば、一番理想的ですよ。

【宮川委員】アメリカのように年に2回やると、翌年の2月にやるという方法がそれへの対応として考えられますけれども、不可能ですね。

【磯村委員】論文式を入れると、およそ不可能だと思います。

【中川委員】かなりの方が不合格になりそうだということも考えると、これはかなり大きな問題のような気がします。

【柏木委員】さっきの磯村委員がおっしゃったことは、結果が出ている以上開示せざるを得ないのではないかということでしょうか。私は、情報を秘密にしておくという意味は全くないのではないかと思います。

【小津委員】書き方としては事務的に検討していただいて、こういう通知の方法が考えられるなど、合格発表ではありませんから、全員に通知するのか、希望者に通知するのかはともかくとして、何かやれそうであれば、例えばこの説明のところに、短答だけでダメになった人に対する告知については、別途検討するとか

そのような文言をいれてはどうかと思います。

【中川委員】ただそれは短答で段階的選抜をするという方法がはっきりしているという前提ですよね。

【磯村委員】倍率で切るというような話ではなくて、法律の条文にいう合格に必要な成績を得た者という評価で、必要な成績に達していないという判定が出れば、そこでアウトだというのは、法の趣旨に適っているものではないかと思います。

【釜田委員】そうしましたら今の点を、先ほど御指摘の説明文の辺りに少し加える工夫をしていただけますか。

【池上人事課長】事務的な面も含めて検討いたしまして、次回までに作成したいと思います。

【釜田委員】ぜひ、お願いしたいと思います。それでは、いかがでしょうか、2ページにあります元の第3でございますが、今度第4になるということですが、そこに進んでよろしいですか。そうしましたら庶務担当の方からよろしく願います。

【横田人事課付】「短答式試験の在り方について」という項目につきまして、御説明します。まず、1が出題の在り方、2が配点、試験時間、問題数等でございます。

まず、短答式試験の「出題の在り方」ですが、枠内は「試験の対象となる全分野から、基礎的レベルの問題を現在の短答式試験よりも多数出題する。」としております。これにつきまして、科目別ワーキンググループから、「試験の対象となる全分野から」という書き方をすると、毎年度すべての分野から網羅的に出るというような印象を与えてしまうのではないかという御指摘がございました。

次に、枠外の「・」では、「基礎的レベル」について、「基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、試験の対象となる全分野から基礎的レベル（司法修習生として、司法修習を開始するに当たって当然身につけておくべきレベル）の問題を出題する。」と説明し、「現行の短答式試験よりも基本的な問題を多数出題するものとし、過度に複雑な出題形式とならないように留意する。」としております。

次に、配点についてですが、「配点の科目間における配分は、公法系：民事系：刑事系＝2：3：2程度とする。」としております。これは科目別ワーキンググループとの意見交換の際の内容も踏まえまして、このようにいたしました。その説明として、一つ目の「・」で、「配点の科目間における配分は、各科目を構成する法律の数や法科大学院における教育内容等に照らし、公法系：民事系：刑事系＝2：3：2程度とする。」と書いております。科目別の方では、「例えば、

公法系科目及び刑事系科目については100点満点，民事系科目については150点満点とするなど，」というふうなより具体的な記載になっております。

次に，試験時間については，「3科目合計でおおむね5～7時間の範囲内とする。」となっています。科目別の方では「公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度，民事系科目については2時間30分程度とする。」という具体的な書き方になっています。さらに，問題数につきましては，科目別の方では公法系と刑事系が40～60問程度，民事系科目については60～80問程度とするということで，前回の意見交換のときに民事系としては増やす方向で検討するということになり，御検討いただいた結果，60～80問となっております。以上のような科目別の具体的な検討内容を踏まえて，在り方グループの意見の整理では，三つ目の「 」で「問題数及び試験時間の科目間における配分については更に検討する。」としております。

さらに，四つ目の「・」は，マークシートによる解答を必要とする理由を書き込んだもので，「合格発表までの期間をできる限り短縮するとともに，審査委員に論文式試験の採点に必要な採点期間を確保するため，短答式試験の解答方式については，マークシートによる解答が可能なものとする。」となっています。

【釜田委員】ありがとうございました。いかかでしょうか。

【宮川委員】法科大学院で，真面目に学んできて到達するレベルと，司法修習生として司法修習を開始するに当たって当然身につけておくべきレベルとは違うという考え方なんでしょうか。

【小津委員】これは合理的に考えれば，同じと私は理解しています。

【宮川委員】同じであれば，括弧内の「司法修習生として，司法修習を開始するに当たって当然身につけておくべきレベル」をなぜ書くのでしょうか。

【小津委員】私も括弧の中をなぜ書くのかと思いつつ，敢えて書く理由を考えると，「基礎的レベル」と裸で書くと，法科大学院の最初のころにやるようなレベルかなと思われてしまうので，それがどうかということではないかと思えます。

【磯村委員】法科大学院によってカリキュラムについて非常にやり方が違っていて，例えば，親族相続の分野を民法の必修単位の中でほとんど扱わないというようなカリキュラムがあると聞いております。そういうときに，修習生となるべき者が，親族相続の基本的な知識について本当に学んでいなくていいかといえば，それはそうではなくて，各法科大学院それぞれの方針で教える部分に濃淡があって，必ずしも授業で取り上げられていなくとも，修習生になるためにはそれだけ自分でちゃんと補いなさいということなのではないかと思えます。したがって，法科大学院における実際のカリキュラム内容と司法修習を開始するに当たって当



然身につけておくべき内容は必ずしもイコールではないという感覚を持っています。

【宮川委員】この前の早稲田大学のカリキュラムで出ていましたね。親族相続は4回の講義をやっていますよね。

【鈴木委員】磯村委員のおっしゃることからいうと、もし法科大学院と関連付けてしまうと、最大公約数的に、範囲を狭くしないといけないということでしょうか。

【磯村委員】例えば、高校の教育指導要領に載っていることだけ大学入試に出せるというのと同じになるかといえば、そうはならないかもしれないということです。

【柏木委員】そうすると司法試験が法科大学院教育を規定してしまうことになりますね。

【磯村委員】法科大学院として教育カリキュラムの中で何を教えるべきで、学生が自ら何を学ぶべきかというのは、各法科大学院の教育方針の問題だと思います。例えば、先ほどの早稲田大学の例で言うと、授業としては、4コマで足り、4コマやればあとは学生が自分で補えるのだという教育方針を採れば、それはそれでいいのだと思います。教えた内容でなければ試験に出せないということになると、全国の法科大学院のカリキュラムを調べて、その共通集合しか出せないということになりませんか。

【宮川委員】ただ、その4講義であっても、その前提として親族相続、家族法についての基本書のようなもの、教科書のようなものは、自分で全部学習しているということなんでしょうね。それを踏まえて4コマで、ポイントを押さえて授業を展開するということなんでしょうから、そういう法科大学院での学びを自学習も含めてとらえれば、先ほど小津委員がおっしゃったようにイコールであると言えるでしょうね。

【磯村委員】そういう言い方は可能だと思いますが、それにはあまり意味がないような気がします。例えば、民法で永小作権を授業では取り扱わないから、各自が読んで勉強しておきなさいという場合に、短答式で永小作権に関する問題が出るとしても、カリキュラムの中に含まれていたともいえますし、カリキュラムでは扱わなかったけれども法科大学院修了者として身に付けておくべき基本的知識だともいえます。したがって、どちらの言い方もできるので、結局あまり意味がない議論になってしまわないかという気がします。

【小津委員】更に書き方が難しいということを強調するだけになってしまいますが、法科大学院と有機的連携ということなんですけれども、法科大学院に行かない人についても道が開かれるわけで、そうすると法科大学院を卒業した者と同程度の者を判定して、そしてこの試験を受けるということになりますので、非常にギリギリ細かく言えば法科大学院に言及するときには、そういう人もいるのだということ踏まえてどう表現するかということですね。そういう意味では、すべての法科大学院で間違いなく教えているかどうかを調べてみても、法科大学院に行かない人もいるわけですから、結局そういう調べごととはできないと。

【柏木委員】括弧の中はやはり取ったらどうでしょうか。と言うのは、司法修習生としてふさわしいということになると、研修所の教育がすべてを規制するという具合にも読まれかねませんね。司法試験の合格レベルというのが、私は気になっていまして、一番最初のところにも出てくるわけなんですけれども、合格レベルについては非常に抽象的な表現しかとられていないんです。私は、今のような難しい試験である必要は全くないのではないかと考えているのですけれども、それをはっきり書きますと、多分、大問題が起きてくるのではないかと思います。今の段階としては、このレベルに関してはあまり具体的には書けないという気がするのです。コンセンサスとしては、やはり基礎的レベルということで、あまり司法修習生のレベルということに言及しない方がいいかなという気がするのですがいかがでしょうか。

【鈴木委員】ただ、基礎的レベルということだけで了解してもらえるかどうかという問題がありますし、司法修習をとということ自体は、第1のところ司法試験の目的として、更に司法修習を施せば法曹として活動していけるかどうかと、そういう能力を判定するのだと言っていますので、ここにそれが出てくること自体は全く不思議ではないと思います。今司法修習を担当している者から言うと、そんな難しいことを要求しているつもりはないのです。今の修習生の中にはと言いますか、にもと言いますか、意外に基本的なことを知らない者がいると、ビックリするようなことも知らない者がいるということで、そういうことでは困りますということですから、私はこの括弧書きが付いていた方がいいのかなと思います。表現は「司法修習生として」と、そこまで書くかどうかということはあるかと思いますが。

【磯村委員】結局、司法試験法に戻るのですが、司法試験法の中で短答式による筆記試験というのは、裁判官、検察官又は弁護士になろうとするものに必要な専門的な法律の知識及び法的推論能力を聞くということです。つまり、法曹にこれからなろうとする者とは、すなわち司法修習生ではないかと思うのですが、そうするとこの括弧書きというのは、要するに法の内容を少し敷衍（ふえん）して説明しているということになるのではないのでしょうか。法科大学院の教育については、第三者評価の問題にも関わりますが、必要な教育をやっていなければ、法科

大学院の方に問題があり，法科大学院がちゃんと教育していれば，イコールになるはずですが。しかし法科大学院の事実として行われているカリキュラムを基準とするかと言えば，それは必ずしもそうではないというように思いますが。

【中川委員】そうなんですよね，そんな気がするな。ただ，これはレベルだけではなくて，全分野と言うか，幅の広い分野から出題するということと，それから今のような司法試験ではない，過度に複雑なものではないようにするという，この点も含まれているのですよね。だから三つのことが同時に一つの中に入っていますから，何か，レベルのことだけではなくて，そういうことも表に出した方がいいのかもしれないね。

【磯村委員】今との関連で，ちょっと気になる点がありまして，多数出題するというときの「多数」の内容なんですけど，仮に民事系75問として，民法・商法・民事訴訟法の比率についても1対1対1で考えておられているとすると，民法は25問なんですね。現在でも民法は20問出題されているわけですから，多数出題するといいいながら5問増えただけではないかということにもなりそうです。本当に増やすつもりなら，もうちょっと思い切った出題数を考えないとだめなのではないかと思いますが，そこはどうなのでしょう。公法系でも憲法と行政法で1対1でトータル公法系50問と考えるとすると，憲法については同じように従来の20問が25問に増えるだけということになります。

【小津委員】多数の意味なんですけれど，私のイメージとしては，基礎的な問題がもっと多くなるし全体としての問題数も今よりは多くなるだろうなと思っておるのですが，ここの多数はどちらにかかっているか，あるいはどちらを強調しているのかなというところが分からなくて，あえて両方ともかけて書いているのでしょうか。

【横田人事課付】強いて言えば，「基本的」と「多数」に同じ程度重点が置かれているという趣旨です。

【磯村委員】もう一つは，出題レベルの問題なんですけど，基本的な知識，基本的な推論能力を問うというのはそのとおりなんですけど，現在の短答式で問っている内容が本当に，それほど難しいものかということも考え直す必要があるのではないかという気がいたします。もちろん，出題の形式については，誤っているものの正しい組み合わせがどれかというような複雑な形式は避けた方がいいかと思いますが。現在の短答式試験でも，合格の点数は，年度によりますが，恐らく7割から8割程度で，その合格者の中でも，論文式試験の採点者から見ると，箸にも棒にも掛からない受験者が多数いるということですよ。出題の難易度を下げながら，一定レベル以下の受験者を短答式の段階で落とすということになると，そのラインは9割とか9割5分かということにもなりそうですが，どうもそうでは

なくて、今のような短答式問題のレベルを形を変えてストレートに聞くというのが短答式のあるべき姿ではないかと思えます、私は、いろいろな場面で、短答式試験について条文の知識はもちろん前提となるけれども、六法の持ち込みを認めてもいいのではないかという議論をしておりますが、これは今の点にも関係しています。断片的な知識だけではなくて、制度の本質を十分に理解しているということを短答式のところでしっかり確認しないといけないし、そういう観点から言うと今の短答式レベルは、そんなに無理なことを聞いているのではないというのが私の印象です。

【小津委員】恐らく今問題を作っておられる考査委員の先生方は、皆さんそういう意識で作っておられると思えます。

【釜田委員】確かに今でも基礎的な知識をという枠ははまっていますから、おっしゃるとおりだと思います。

【宮川委員】この書き振りは、科目別ワーキンググループの1ページの最初の「 」の書き振りの方がいいという感じがします。我々の意見もこういうことだったのではないのでしょうか。現行の短答式試験よりも基礎的なレベルの問題、より基礎的な問題を幅広く、多数出題することによって専門的な法律知識及び法的な推論能力を試すものとする。

【磯村委員】枠の中で「現行の短答式試験より」というのも単純に削除して、枠の外の説明の中で、形式の問題として、今のような複雑な形式は必ずしも採らないけれどもという言い方が良くないでしょうか。今の問題の難しさは、五肢択一という形式に合わせるために重層的になっている問題があって、それによるところがあって、内容のレベル自体の難易度を変えるという話とは、少し違うように思います。

【宮川委員】そうすると、短答式試験については、基礎的な問題を幅広く多数出題するという表現にして。

【磯村委員】それで専門的な法律知識うんぬんを入れれば、司法試験法とピッタリ対応すると思えますが。

【小津委員】私は、そういう表現になっても異論はないんですけども、今御指摘の点はなかなか大切な問題で、なおかつ科目別の方々がどういうイメージで今より基礎的なレベルと言っておられるのかという問題がありますので、科目別の委員の方々とも更に実質的には意見交換をしたいなと思えます。

【横田人事課付】基礎的なレベルというのを、特に科目別の方で提示しておられ

る意味というのは、出題レベルの中身が分からないとどんな問題を作っているか分からないので、やはりある程度の具体的な定義付けがあった方がよいということで、括弧書きが入っているわけでございます。

【宮川委員】「基礎的なレベル」という表現ではなくて、科目別ワーキンググループの黒丸の二つ目にある「基本的な問題」という表現ではいかがですか。

【横田人事課付】そうですね。ただ、出題のレベルというのが、科目別ワーキンググループの調査研究課題でございまして、どの程度のレベルの難しさの問題を出すのかということについて、かなり検討に苦労されて、この「司法修習生として修習を開始するにあたって」以下の定義をされたところです。

【中川委員】基礎的なレベルと基本的な問題というのは、大分違いますねニュアンスが。どちらかというとなんか、基本的な問題を短答式で問うのだというふうに思いますが、あまり違わないのかな。ちょっとニュアンスが違いますよね、レベルの問題なんですかね、そうではないような気もするのだけれどもな。基本的なことを十分理解しているかどうかを試す。

【宮川委員】その法の体系知識、それから理論知識、その法を理解する上で最も基本的なことがきちっと押さえられているかどうかということを試すのですね。

【磯村委員】言葉の問題でしょうけれども、基本と基礎というと基礎の方が更にレベルが低いという語感が私にはありまして、基本は何か内容的に重要でファンダメンタルという感じですが、基礎はもう少しベーシックという感じで、そうすると、今、中川委員がおっしゃったように、レベル自体も基本的なことをしっかりちゃんと押さええているというイメージかなという気がします。

【宮川委員】基礎的レベルと言うと確かに法科大学院教育の1年次レベルかなという誤解を招くかもしれませんね。

【磯村委員】そうですね。初学者として備えておくべきというニュアンスがあるとすると、それはここでは明らかに違いますね。

【宮川委員】だから、一々、司法修習生として修習を開始するに当たって当然身に付けておくべき知識と言い換えなくてはいけないわけですね。

【釜田委員】そうでしたら、どうなりますかね。

【磯村委員】したがって、レベルを入れると紛らわしいので、例えば、科目別の

意見の取りまとめの文章を活かしますと、「現行短答式試験より」は削除して、「短答式試験については、基本的な問題を幅広く、かつ、多数出題することにより、専門的な法律の知識及び法的な推論能力を試すものとする。」というような文章だといかがでしょうか。

【釜田委員】今のでいかがですか。(一同了承) それではそういう形で修文お願いします。他にはいかがでしょうか。

【磯村委員】「2対3対2程度」とか、「おおむね」というのは、ぼやかすことの意味がよく分からないのですが。単純に言い切ってはダメなのでしょうか。大体その方向で議論が収斂しつつあるようですから。時間の方はまだ決まっていないのでおおむねだと思いますが。

もう一つは、先ほどちょっと民事系の内訳をどう考えられているかということとの関係なんですけど、1対1対1で考えられていると、ある意味では逆に問題はないのですが、仮に民事系の中で、民法・民事訴訟法・商法の割合を2対1対1ぐらいでお考えだとすると、例えば、民事訴訟法と刑事訴訟法の比率でいうと、民事訴訟法の比率の方が相対的に低くなるということはあると思いますので、そこをちょっとワーキング・グループで詰めていただく必要があるのではないかと思います。

【柏木委員】今の点にも関連するのですけれども、「配点の科目間における配分は、各科目を構成する法律の数」と書いてあるのですけれども、一体この法律の数というのは本当に意味があるのでしょうか。これは人為的に科目の範囲を決めたものであって、司法試験における能力を判定する基準とは何ら関係がないように思われるのですが。むしろ、これは各科目を担当する先生方の満足の問題に関連してくるのではないかと考えます。本来ならばやはり司法試験合格者として理解しておくべき法律の重要度のみから考えるべきなのではなからうかという気がします。条文数とか科目の数というのは全く技術的な要素から決まってくることで、この2対3対2を考えるときのベースにはならないような気がします。

【磯村委員】個人的には2対3対2で本当にいいのかという疑問は依然として持っているのですが、いろいろな意見交換の中で、従来の科目数を意識して大体この程度が落ち着きどころではないかということで落ち着いてきた比率ではないかと思えますし、他方で、前に小津委員がおっしゃっていたように、1対1対1の比率をなぜ崩さなければいけないかということをやより積極的に理由付けるという必要もあるとすると、従来の法律分野と各法科大学院で恐らくベーシック・コモンとしてやる法律基本科目のカリキュラム単位数等を考慮する、そういう趣旨説明は要るのではないのでしょうか。

【柏木委員】法科大学院内における教育のウェイトの置き方は法曹として身につ

けるべき重要度と関連はあるのだろうと思うのですけれども、各科目を構成する法律分野の数というのは、これは歴史的なものだけであって、実質的な理由付けにはならないような気がしたのですけれど。

【磯村委員】法律分野の数を入れずに、教育内容の単位数だけを比較すると、2対3対2という数字は出てこないのではないかと思います。

【鈴木委員】私自身も磯村委員と同じ立場ですね、むしろそういうことを考えれば2対5対3が適当ではないかと言っていたのですが、ここでの議論、科目別の議論を踏まえると、私の意見としてはまだ2対5対3でいいかと思っておりますけれども、全体の御意見がそうであれば2対3対2でも、意見が取りまとめられることについては、特に反対というほどでもないということなんです。

ただ、説明の問題になりましたときに、今の問題があって、今までの議論ですと、説明の問題として従前こうやっているではないかと、従前だって民法の方が幅は広いはずなのに、1対1対1できたではないか、その延長線で考えるという意味で、確かに我々から見るとどうかなというところはありますけれども、歴史的な重みがあるという感じで説明できると思います。

しかし、法科大学院の教育内容うんぬんを持ち出すと、2：3：2が今度は説明できなくなってしまうのではないかなという気がします。私が気になりますのは、先ほど独自性のところでもお話ししましたけれども、配点は2：3：2だというときに、問題数とか時間数は必ずしもそうでなくてもいいということなのかどうか、独自性ということで、うちは1題1題重いから問題数は減っちゃうよという感じで2：3：2とこだわらないでいいかどうかですが、私は2：3：2と決めた以上は、そのものズバリの数字である必要はないと思うのですけれども、おおむね時間にしても問題数にしてもそれに応じたものであってしかるべきではないかなという気がいたします。

【釜田委員】そうしますと、今の御意見では、枠外の一つ目の「・」から、「各科目を構成する法律の数や法科大学院の教育内容等に照らし」というのが、抜けるというか、これを取った方がいいということですか。

【柏木委員】そうですが、あまりこだわりません。私は法律の数は単純に歴史的なもので重要性はないだろうと思いますけれども。

【池上人事課長】その歴史的経緯を踏まえて今回の改正法でも、それぞれ公法は憲法と行政法に関する分野という、民事法は民法、商法、民事訴訟法に関する分野をいうと規定されているのだろうかと思いますが。

【釜田委員】「法科大学院の教育内容に照らし」ということで説明すれば、法科大学院側からはどうでしょうかね、先ほどの御指摘のような疑問が出てきますか

ね。

【小津委員】こちらに書いてある方にするか，それとも科目別の取りまとめに書いてある方にするかということですかね。どちらも苦労して書いておられて。

【磯村委員】現行司法試験における科目バランスと，新司法試験における各科目を構成する法律分野ということだけだと，少し違うのではないかと思います。少なくとも法科大学院のカリキュラムを意識したというのは，是非入れていただきたいと思いますが。

【宮川委員】これでよろしいのではないのでしょうか。

【小津委員】そうすると「法律の数」を「法律の分野の数」というふうにだけ直して。

【宮川委員】私自身は採点の配分をですね，このようにすることの合理性について，若干疑問がないわけではないですが，特段異議はありません。

【釜田委員】そうですか。

【宮川委員】違うことでよろしいのでしょうか。前回いただいた資料の中に視力障害を持っておられる方からの要請書があるのですが，新司法試験においては，そのことに対応する予定であるというメッセージを出すべきであると思います。

長時間の試験になる，それから多数問出すと視力障害のある方々に対しては非常に過酷な試験条件になる。そういう方々に対しては問題数を減らして，そして1問当たりの採点を多くするというところかですね，論文式についても同じような配慮をする。あるいは，代替問を作るとか方策はいろいろ考えられる。そういうことで対応していくべきことかと思いますが，そのことについて書いておく必要があると思います。

【池上人事課長】現行試験でも重大な問題だと考えておりますので，庶務担当としては，そういうメッセージを新試験の在り方について発していただくことは有用なことではないかと思います。

【釜田委員】そうしましたら今の点につきましては，とりあえず第6の「その他司法試験の在り方に関連する事項」ですか，そこに書き留めておいて下さい。

【小津委員】よろしかったらそれで書いていただいでですね，障害をお持ちの方について何らかの配慮をするという点については，全体に異論がありようもないので，私も書いた方がいいと思います。



【釜田委員】よろしくお願いいたします。他にはいかがでしょうか。

【中川委員】今の現行の短答式試験というのはどれくらいの時間ですか。

【横田人事課付】3時間30分です。

【中川委員】3時間30分で3科目を。問題数は。

【横田人事課付】60問でございます。

【中川委員】このイメージが、このワーキンググループの方が出しているのが、公法系1時間半で、40問から60問、民事系が2時間半で60問から80問、刑事系が1時間半で40問から60問、トータルで5時間で問題数が140から200問ですか、さっき議論した基本的問題を多数というのに大体合うのですかね、イメージが。

【宮川委員】今よりももう少しスラスラと解けていくと。

【中川委員】スラスラ解けていくと、時間は少し長いけれども、問題数もかなり多いと、そのような問題を出してくださいというメッセージになるわけですね。

【磯村委員】かつて90問で3時間という時期がありましたが、そのときも問題の難易度からして、時間が足りないということではなかったように思います。その当時は五指拵一で、かつ、ゼロ解答もあった時期なんですけど、それでも時間との兼ね合いは問題の難易度で調整できるということなので、仮に200問を5時間ないし5時間半というのも、可能な範囲ではないかと思いますが。

【中川委員】そうすると、それが解けない、その得点の人はかなりまずいということにつながるわけですね。

【磯村委員】恐らくそういうことになると思います。

【釜田委員】ちょっとここで休憩を取りましょうか。

( 暫時休憩 )

【釜田委員】再開させていただきます。次の議題は論文式試験の在り方についてです。

【横田人事課付】第5として「論文試験の在り方について」でございます。「1 出題の在り方」ということで、枠内ですが、「公法系，民事系及び刑事系の出題については，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，実務に関する基礎的な能力の判定にも意を用いる。」「公法系，民事系及び刑事系の出題については，比較的長文の問題を読ませた上で，現在より長い時間をかけて法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とする。」となっています。一つ目の「 」では，出題で何を見るのかということと，二つ目の「 」では，どのような方法で行うかということを中心に記載しております。三つ目の「 」が選択科目についての記載で，「選択科目については，将来専門性のある法律実務家となる上で必要な，専門分野に関する基礎的な学識を判定することを基本とした上で，その出題方針等については，公平性の観点から，何らかの共通する基準を設定することが必要である。」としており，若干踏み込んだ形で書かさせていただきました。御議論の方向性としてはこのようなものであったかと理解しております

それで，枠外の一つ目の「・」でございますが，「公法系，民事系及び刑事系の出題については，例えば，長文の，多種多様で複合的な事実関係による設例を読ませた上で，法的に意味のある事柄を取り出させてその事実関係にふさわしい解決策を示させたりすることなどにより，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，実務に関する基礎的な能力の判定にも意を用いる。」として，一つ目の「 」を更に詳しくした形です。この「実務に関する基礎的な能力」というのは，司法試験法の予備試験のところで使われております「実務に関する基礎的な素養」という文言から引いたものです。

二つ目の「・」は，「公法系，民事系及び刑事系の出題については，比較的長文の問題を読ませた上で，現在より長い時間をかけて法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とすることにより，単に論点について丸暗記した知識を吐き出すような答案を排除し，法科大学院での学修によりかん養されるべき能力を的確に判定する。」として，なぜそういう方法論を採るのかという具体的な内容を書いたものでございます。

次の二つの「・」は，選択科目についての方向性を記載したもので，「選択科目については短答式試験が実施されないことに加え，専門分野における法律実務家としての応用能力は，実務家としての経験を通じてかん養されていくべきものであることから，選択科目については，将来専門性のある法律実務家となるために必要とされる専門分野に関する基礎的な学識を判定することを基本とすべきである。」，「選択科目については，どの科目を選択した者でも公平に評価されることを担保する必要があることにかんがみ，その出題方針等については，何らかの共通する基準を設定することが必要である。」と，選択科目についての二つのポイントを書いたもので，特に最後の「・」は，選択科目については，どの科目を選んだかによって，有利不利が出ないような配慮が必要であるという趣旨です。

【釜田委員】いかがでしょうか。出題の在り方について御意見を頂きたいと

思います。

【磯村委員】この在り方検討グループの取りまとめの仕方について、基本的に賛成なのですが、とりわけ事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見るといえるのは、それぞれ恐らく司法制度改革審議会の問題提起に対応するものとして重要だと思えます。これとの関係で、意見交換の場で、採点評価の在り方についての論点積み上げ方式はどうか問題となりましたが、このような能力を見ようというときに、例えば1点刻みの評価というのがそもそも本当になじむのかどうかということ、もう一度是非、科目別ワーキンググループの委員にお考えいただきたいという希望を持っています。論理的思考力とか、あるいは事例解析能力というのは、一つ一つの論点に解消できないような、全体的評価を必要としている部分であり、法的構成力はまだ比較的論点に分解しやすいものだと思うのですが、そうでない能力の重視というのは、ここでのメッセージの中に含まれているのではないかという気がするのですが。

【宮川委員】今の磯村委員が提起された問題はここで議論しますか。私も意見があるのですが。それとも、4ページの下の3の「採点指針」ところで今のことは議論しましょうか。

【釜田委員】そうですね、それでは今御指摘いただきました点は、3のところと一緒に御議論していただきたいと思えます。それ以外でどうでしょうか。

【鈴木委員】やはり3に絡むのかもしれませんけれども、3の方では、構成力、文章表現能力と書いてあるのですが、出題の在り方としては、文章表現能力を見るというのは出てこないのでしょうか。論文と言いますと、文章表現能力とかです、構成力を見たいという、出題からしてそんな感じがするのですけれども、それは結局、後の方の採点指針に入れば十分だということになるのかどうかなんですけれども。文章表現能力が分かるような問題を作ろうとするのはちょっと出題方針としては難しいのでしょうか。

【横田人事課付】そこが難しいのかなという考え方で区別して書いてございます。

【鈴木委員】文章表現能力を見るような出題というのは、気持ちは分かるけれども、一体どうやって出すのということになってしまいますかね。論文だったら当然そういう問題も出てくるかなという感じがするのですが。

【宮川委員】この最後に「等」というのがありますよね、「法解釈、適用能力等」その「等」のところには私は論理的な構成力とか、文章表現力とか、そういったことが全部含まれるのではないかと。前にそういう意見を申し上げたと思うのですが。

【鈴木委員】優先的に議論する問題点を協議したときに，そういう議論も出ていたのかなという気がするのですけれども。

【柏木委員】表現力というのは，出題の在り方なんですかね，評価の問題なのではないですかね，文章表現力を見るような出題というのは，意味が分からない。私は後の方でいいのではないかという気がします。

【中川委員】私は，表現しにくいだけでも，法科大学院とのつながりの匂いが感じられないなという感じがしてならないのです。やっぱり現在の論文式とどこが違うのかということは非常にクリアーに出ていないような気がしてならないのですけどね。例えば審議会の意見なんかには，この前議論した問題解決とか，紛争予防の在り方とか，企画立案とかいうことを言ってましたよね，それとか司法試験法第3条第4項ですか，実践的な理解力という言葉を使っていますね，法科大学院のこの前の4校ですか，御意見を伺ったときに，みなさんおっしゃっていたのは，特に早稲田なんかもそうだったかな，エクスターンシップとか，ワークショップとか，ああいう形である程度生徒が自分の行くべき方向を決めて，ある程度自分の将来を考えながらいけるような仕組みも作ろうという話もありましたし，地方の大学では地域性とかおっしゃっていたし，そういうバラエティーがいろいろある，その特徴を少し出題に活かせるとか，そういうことは無理なんですかね。科目を全部決めてしまうから，そうってしまうのだけれども，出題の在り方というか，工夫することによってそういう法科大学院での教育が反映できるというのは，そういう工夫をしてくださいということは，ここで言えないのですかね。難しいのかな実際は。

【柏木委員】私はこれ以上に法科大学院の教育とのつながりをつけることは難しいと思います。冒頭にも出ていましたけれども，やはり司法試験で測ることの能力というのはものすごく限定された能力しか測れないと思うのですね。これもさっき言いましたけれども，実務に関する基礎的な素養，これも前に私が発言したと思いますが，実際にはそんなものはペーパーテストでは測れないよと，そういうことを申し上げたと思いますけれども，やはり事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力，これぐらいしかペーパーテスト，論文テストでは測れないのではないかという気がします。

【中川委員】そうすると合格するためには，そういう勉強をしなければならないということになりますから，どの法科大学院も特徴をなくして，それぞれ司法試験用のカリキュラムに衣替えしていくという心配があるのではないですか。

【柏木委員】それは別問題で，そもそも審議会の意見としては，そこはプロセスで教育すると，それを確認するための，そういうことをやっていることを確認するためだけの司法試験なんだという具合に，かなり法科大学院の教育にウェート

を置いていたのですけれども、司法試験が難しくなれば正に中川委員がおっしゃったようなおそれというのは、出てくると思いますね。ただ、それは司法試験の問題、あるいは試験の在り方の問題よりも、司法試験の合格者数が非常に少ないということに起因してしまうのだろうという気がします。これは一番最後にその問題を議論したかったのですが、出題の在り方としては、今までの私の経験としては、プロセスでしか教えられないことを論文で、試験で測るというのは、ほとんど無理だという気がしますけど。

【宮川委員】可能だと思いますけど。ここに書かれている実務に関する基礎的な能力というのは、恐らく要件事実についての基礎的な素養とか、事実認定能力の基礎的な素養、こういったことを指していると思うのですけれども。ある簡単な記録を与えてその中でこの事実については、この問題については、どういうことから、どういう事実認定ができるのかという問題を作ることは可能だし、それから当事者がいろいろ言っていることを法的な主張として整備させて、さて、その主張立証責任の分配はどうなのかということについて聞くことは可能だと思います。

【柏木委員】中川委員が考えられていたことは、そういうことを考えていたのですか。

【中川委員】私はもっと分かりやすく言うと、こういう事例がありますと、これで最も望ましい解決方法は何ですかと、それは法律問題も含め、経済的な要素も含め、人間の気持ちも含め、ベストの解決を二つ、三つ示してごらんというような問題だっていいではないかと思っていたし、何か一つのものすごい紛争があったと、この紛争はどこに原因があって、それはどうしたら次は予防できると思いますかというような問題だっていいなと思っていたのです。そうすると論理と実践というか、架け橋みたいなものが実現する。それが司法試験になじむのかなという問題はあるのですが、しかしそこら辺まで踏み込まないと法科大学院の意味が薄くなるのではないかという感じを持つわけです。

【宮川委員】パフォーマンステストと言われている分野のやり方だと思いますけど、そういうやり方は新司法試験の論文式の中で十分可能だし、視野の中に入っていると思っています。ただ、具体的に科目別ワーキンググループの方々がそういう問題を今すぐに作ろうとしているかどうかということは分かりませんが、でも日弁連の中でその科目別ワーキンググループに出ている委員の人達と意見交換をしていますと、試験問題のモデルとしてですね、今、中川委員がおっしゃったようなモデルを作って議論に付しているということはあるようです。

【中川委員】そうなんですか。だから表現だけかもしれないけれども、もう少しそういうニュアンスが出るような書きようがあると思いますけれどもね。

【磯村委員】前に確か企画立案能力とかそういう言葉があったのが、ここで消えています。企画立案という面が行き過ぎるとまた問題があるかもしれませんが、事例解析能力についての「事例」というもののとらえ方ではないかと思います。従来の司法試験と決定的に違い得る部分は、従来は、事実関係についても法的な枠組みに加工されていて、こういう法的事実があるという前提で、これを法学的に分析するかという出題の仕方だったと思うのですが、新司法試験では、事実そのものももっと生の形で出され、それを法的に意味のある事実とそうでない事実とどう切り分けていくかという能力がまず問われるというのが、非常に大事な点の一つだと思います。

またその場合に、裁判官の眼からそういう事実を分析していくという手法もあれば、原告代理人としてこういう事実関係の下でどういう主張を立てるのが一番いいかとか、そういう問い方ということもあるでしょう。あるいは原告の訴訟代理人の立場から見ればどうか、被告の訴訟代理人の立場から見ればどうかという問い方もあり得ると思います。新しい論文式試験の中での可能性はいろいろあるのではないかと思います。あるいはその点のメッセージを枠の外書きの中で何か入れるというのでもいいのではないかと思います。

【宮川委員】例えば民事法について、6時間は要らない5時間でいいという意見もあるようですが、6時間ぐらいしっかりと掛けてかなり長文の複雑な事例を与えてそれを分析させることが必要でしょう。答案の量も上限を置かないでしっかりと書かせるということも必要ではないかと思います。

【磯村委員】分量について、科目別ワーキンググループでは、むしろ一定の制約を設けて、その範囲の中でどうまとめるかを見るという考え方もあったように伺っているのですが。

【横田人事課付】そのような方向性での検討もされているようです。

【宮川委員】一定の制限を設けるとするのは、どの程度のことを言っているのですか。枚数あるいは字数。

【横田人事課付】字数ですね。原稿用紙11枚程度。

【池上人事課長】4,400字。

【横田人事課付】はい、それが入るような答案用紙が検討されています。

【宮川委員】現行の司法試験の何割増しぐらいになるのですか。

【横田人事課付】現行の2倍まではいかないのですが、1.6倍から1.8倍程度です。ただ、現行の司法試験で裏表一杯一杯書いている方は非常に少なく、用紙は表に2ページ、裏に2ページ書くようになっていますが、大体裏の1ページ目ぐらいまでしか書いていない方がほとんどです。

【宮川委員】平均的には、何字なんですか。

【磯村委員】人によって文字の大きさが違いますから。

【鈴木委員】升目ではなくて罫紙です。

【磯村委員】大きく書く人と、細かい人で、同じ枚数を書いたとしても分量はだいぶ違いますよね。

【宮川委員】私は新司法試験のイメージとしては、現行の論文式試験の字数でいうと、何倍というレベルかなと思っていたのですが。

【中川委員】時間もそれぐらいですか、倍率は。

【横田人事課付】現在考案中の新しい答案用紙に全部書きますと、書くだけで2時間程度かかることが分かりました。

【池上人事課長】すでに書かれた答案を写すという作業をしたところ、これくらい掛かったということです。

【横田人事課付】4,364文字で原稿用紙換算11枚、これをただ書くだけで2時間程度掛かりました。

【中川委員】考えながら書くとすれば倍ぐらい掛かりますね。

【鈴木委員】私は何倍というところまで具体的にイメージしていないのですが、今よりはかなり多くなるだろうというイメージはありましたですね。例えば修習生の起案なんかですと4時間ぐらいの起案でも、前期で、前期は比較的書かないのですけれど、それでも記録を読んだ上でA4版の用紙で20枚ぐらいは普通に書きますし、1日の起案ですと、多い人は30枚、40枚ということで、そこまでということを行っているわけではないのですが、結構書くなという気がします。ただ、もちろん今の修習でやっている問題を出せるわけではありませんので、それとイコールというわけではありませんけれども、そういうこともありますので、今の答案の量と比べればかなりの量でしかるべきかなという気がいたしますが、具体的に何字とかですねそういうところまでまだ検討はしておりません。

【宮川委員】例えば，刑事の問題で，数ページにわたる事実を与えて，Xがこの物を窃取したという事実が認定できるかと，認定できるとしてその根拠となる状況事実はどのようなことがあるかという問題を与えたとして，その事実を拾い出して書くだけで何ページにもわたってしまうのではないかと思います，そんなに枚数や量を制限すると，そういう問題を出せないということになりますね。

【横田人事課付】枚数と言っても，かなり書く量はあるとした上での枚数ですの

で。

【池上人事課長】刑事法が4時間だとして，2時間程度書くということは。

【横田人事課付】1問で2時間です。1問の量です。

【磯村委員】2時間，それで全部使っているわけですか。

【横田人事課付】2問ですと，4時間程度かかるということになります。

【鈴木委員】私も青天井だという気までないので，書けば書くほどという趣旨ではありませんが。

【小津委員】具体的に足りるかどうかももう少し検討していただければいいのですが，宮川委員が言われたような問題を想定したときにものすごく一杯書かなければいけないかということ，そういうわけではありませんで，今のようなものはですね，例えば，検察官が事件を処理するときの決裁文書をイメージすればいいわけですよ。こういう事実を認定できているのは，こういう間接事実があるから，こういうふうになれば認定できるので起訴したいと思うというふうに主任検事が文書を作成して上司に決裁を受けるのです。これはそんなべらぼうな長さになるわけではなくて，間接事実を要領よく書けばいいわけですので，だから今言われたようなボリュームだから宮川委員が言われたような問題を出せないということはないかなと思います。

【宮川委員】プラスの事実もあればマイナスの事実もありますよね。

【小津委員】それを要領よく1行でまとめればいいんですよ，こういう間接事実，こういう間接事実と，つまりその間接事実を全部引用してしまうと，ほとんど出題内容と同じぐらいのボリューム，あるいはそれ以上掛かるかもしれないですね。

【宮川委員】司法研修所で事実認定の理由を書かせるときには，かなり長いペー



パーを想定していると思うのですが，前期においてもですよ。

【小津委員】要するに物理的にどれだけ書けるかということで，それはできるだけたくさん書けるような答案用紙がいいと思います。

【磯村委員】別の問題でよろしいでしょうか。出題の在り方で，表現振りは別にして，科目別ワーキンググループとの大きな不一致はないようにも思うのですが，かつて一行問題もあるべしというような議論があったんですが，それはもうそういう可能性を考慮しないということになったという受け止め方でよろしいでしょうか。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループで検討されている一行問題というのは，例えば，民事訴訟法であれば，民事訴訟法の体系すべてを貫くような，民事訴訟の手續全体を理解しているかどうかを問うような問題とうかがっています。科目別では，そういう問題も排除する趣旨ではないという趣旨で，「中心として」出題するという言い方をされているとのこと。

【小津委員】私もこの文章をそのように理解しましたし，そのようなことでよろしいのではないかと思いますけれども。

【釜田委員】文章自体もう少し変えるべき箇所があるでしょうか，あるいは，今の御議論はこの範囲内で全部納まることなのでしょうか，いかがでしょうか。

【中川委員】どの法科大学院も，大学院のプロセスを重視した試験問題にすべきだというようなことを非常に強くおっしゃっています。そうだとすると判別すべき能力は，出題の在り方としては，審議会の意見書にあるようなことも加味してこの能力を判定するというふうにした方が良いのではないかと思います。

【小津委員】もし修正するとすれば，そこは第6の「法科大学院における教育との有機的連携」というところに書いてあることを，あえて論文の出題のところにもこういう趣旨のことを入れておくという手はあると思います。本当は司法試験全体に係ることだぞということで，恐らくこの案は特にガチャッとまとめてあるわけでしょうし，そのことは短答式でも関係はあるといえましょうかもしれませんが，特に論文式試験でそうではないかということであれば，もういっぺん敢えてここに書いておけば良いのではないのでしょうか。

【柏木委員】ちょっと確認しておきたいのですが，さっき宮川委員がおっしゃった事実認定論とか要件事実論は，法科大学院で教えるのでしたっけ，司法修習で，研修所で教えるのでしたっけ。

【宮川委員】その基礎は法科大学院で教えるのではないですか。その関連の教材がいくつも出版されつつあります。

【横田人事課付】「実務に関する基礎的な能力」というのは、御指摘のとおり、もともとは司法制度改革審議会意見書で、いろいろと企画の能力とか、立案能力とか書いてあったものをまとめたものでございます。これはいろいろと御議論がございまして、法文に合わせてしまっただけかということ、司法試験法の「実務に関する基礎的な」という言葉遣いをしたものです。

【宮川委員】司法試験法の第3条4項を持ってくるということでしょうか。「法律に関する理論的かつ実践的な理解力」。

【横田人事課付】いえ、予備試験の方に、法律実務基礎科目の中に、法律に関する実務の基礎的素養についての部分がございまして、そこから引用いたしました。

【中川委員】「実践的な能力」の方がいいかもしれませんね。「実務に関する」というのよりは。「実践的な」というと行動も伴うという感じがしますよね。

【宮川委員】法曹養成検討会のまとめにある「企画立案」の在り方というのは、科目別ワーキンググループから抵抗があるという意見がありますが、企画立案の在り方という言葉を一応使わないとしても、その前の「問題解決・紛争予防の在り方」という表現は、この3ページの最初の「・」のところでは、「その事実関係にふさわしい解決策を示させたりすることなどにより」という、この表現でパラフレーズしているということになるのでしょうか。

【横田人事課付】問題解決の在り方という表現は、そのまま言い換えられていると思います。

【宮川委員】さっき中川委員が言われたような、この事例でどういう紛争が生ずるといえるか、それを予防するためにはどういうことを考えておいた方がよいかというような問題の出し方も考えられますね。ですから、意見の整理どおりの表現にされた方がよいのではないのでしょうか。

【釜田委員】今、御指摘いただきました点で、いくつか、あるいは、後の成績評価のところでもまた出てくるような気がしますので、一応、次の2と3のところを御説明いただきまして、全体をやりましょうか。その前に、選択科目についての御意見はございますか。

【磯村委員】法文との関係で気になるところは、「基礎的な学識を判定」という

ことが挙がっていて、しかし、法文の方は、「論文式による筆記試験は」というのは選択科目にもかかっている、「法的な分析、構成及び論述の能力」というのは本来判定すべき能力となっているので、実質的に少し恐らく長文の読解とかそういうところが違うのかもしれませんが、「基礎的な学識を判定することを基本」というところは少し書き過ぎではないかという気がします。実質的な問題としては、恐らく通常法律基本科目の3科目と選択科目の出題の違いがあり得るということは了解事項だと思いますが、表現振りの問題として、基本的な学識判定ということになるとなんとなく理論的なことを少し確認すれば良いというイメージがやや強くなり過ぎるかもしれないと思います。

【中川委員】そういう感じがしますね。「専門分野における法律実務家としての応用能力は、実務家としての経験を通じてかん養されていく」と、しかしこれは選択科目に限りませんよね。全部こうだと思いますから。例えば、知財法とか独禁法とかに興味を持っている人というのは、法科大学院で相当勉強するのではないですかね。基本的学識、私もちょっとね、学識という言葉がよく分からないし。そんなに遠慮することないのではないのでしょうかね。選択科目といえども。まあ、短答式がないということだけをどう考慮するかということなんだけど。

【磯村委員】技術的な問題は、法律基本科目のようにスタンダードな内容が共通していない可能性があるということだと思います。しかも、一つ一つの科目だけではなくて、どういう選択科目を選ぶかによって随分ばらつきがあり得るということで、そのアンバランスが生じないような工夫が必要だということだと思います。

【中川委員】そうすると基本的なものに重点を移さざるを得ないと言えますね。

【小津委員】ここも基礎的ではなく、基本的の方が良い。

【磯村委員】「基本とすべきである」の方を「中心とすべきである」に変えて、「基礎的な」を「基本的な」ということでしょうかね。

【宮川委員】学識を判定することを基本とするということだけだと、この司法試験法の3条2項にそぐわないということはどう解決しますか。むしろ「選択科目の出題方針等については、公平性の観点から、何らかの共通する基準を設定することが必要である」というふうにして、中をくくっちゃいますか。

【中川委員】まだちょっと早いのかもかもしれませんね、議論が。

【磯村委員】選択科目が決まっていない段階ですからね。

【宮川委員】枠外の選択科目についての一つ目は削ってしまうということになりますかね。

【横田人事課付】それでは三つ目の「・」は取らせていただくということにいたします。

【磯村委員】本文の方も変えるということですね。

【横田人事課付】はい。

【釜田委員】そうでしたら、次に進んでもよろしいでしょうか。それでは、「配点，試験時間，問題数等」についてお願いいたします。

【横田人事課付】枠内の最初の「」は、「配点の科目間における配分は，公法系：民事系：刑事系＝2：3：2程度とする。なお，選択科目は，公法系科目及び刑事系科目の配点を超えない範囲内で，全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。」です。科目別のペーパーでは，3ページ「(3)問題数・配点」の部分が対応しており，「論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問100点配点の200点満点，民事系科目については，200点配点の問1問と100点配点の問1問の計300点満点とするなど，公法系科目，民事系科目及び刑事系科目間では，比率をおおむね2：3：2程度とする」となっています。

次に，二つ目の「」は，「試験時間については，公法系科目，民事系科目及び刑事系科目は，1科目当たりおおむね4～6時間の範囲内とする。なお，選択科目は，全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。」となっており，科目別では3ページの(4)試験時間に対応しており，公法系・刑事系は4時間程度，民事系科目は5～6時間程度となっています。

三つ目の「問題数及び試験時間の科目間における配分については更に検討する」となっています。

枠外は，配点，試験時間，問題数に関する説明になっております。

【磯村委員】科目別ワーキンググループの一般論として，出題方針について，融合問題は適切な問題が考案されたときにだけ出題するということと，民事系において少なくとも両方の分野にまたがるような出題をすることとの関係で，融合問題に至らないような領域交錯問題というのはもちろんあり得ると思いますが，例えば民法中心で商法をほとんど聞かないような問題だと，商法に関する論文式というのを実質上やらないという結果になるのではないかと思います。

私のイメージはどちらかと言えば，たとえば刑事系科目ですと，刑事訴訟法中心で，しかし刑法にもかかわるような問題1問，逆に刑事実体法にメインを置き

つつ刑事訴訟法にもかかわるような問題 1 問といったものですが、そうだとすると、民事系については 3 問というのがむしろ出発点となるように思うのですが。あえて 2 問にしなければならないという理由がちょっと分からないのと、逆に 2 問とするとき、民事系だけ時間を増やすということが非常に分かりにくい議論になっていると思います。ここで言うべき議論なのかどうか分かりませんが、やや奇異に感じました。

【横田人事課付】別の法律分野が完全に溶け込んだような問題が作れるかどうか分からないが、民事系では、例えば、実体・手続間、または民法・商法にまたがるような問題を努力して出題しようというお考えだと思います。

【小津委員】その点は、前回も出たかもしれませんが、科目別ワーキンググループとの意見交換の場があるので、そのときにいろいろお伺いしてはどうかと思います。

【宮川委員】最初の「 」については、先ほど磯村委員から問題提起のあったことについて議論して結論を出さないといけないことですから、これを置いておいて、後の二つの「 」についてこれで良いかということを検討したらどうでしょうか。私は、この二つの「 」については異論はありませんが、できるだけ民事系は 6 時間で頑張ってもらいたいと思います。

【鈴木委員】問題数に関しては、科目別ワーキンググループとの意見交換を踏まえてなお検討という感じでもよろしいのではないのでしょうか。科目別ワーキンググループの方では 2 問とすると断定的に書いているものですからちょっと気になるところです。確かに今の民事系の考え方だと、配点は 2 : 3 : 2 だけれども、問題数としては全部 2 問ということも説明できないこともないと思いますが、断定的に常に 2 問ということでもいいのかなという気がいたしましてちょっと気になるところです。ただ、そういう方向で決まったわけではない、次回も議論するというのであれば結構なのですが。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループの方では、公法系は大問 2 問、刑事系も大問 2 問、民事系は大大問と大問であると表現されています。民事系の大大問というのは、2 問分の重みのある量の多い問題をたくさん読ませて、異なる法分野のどちらにもかかわる問題を出題するという工夫をするという御趣旨です。

【釜田委員】次回の意見交換の場で意見交換をしてなお考えてみるというのでどうでしょうか。

【磯村委員】科目別ワーキンググループにお伝えいただきたいのですが、例えば、商法などでは会社法の問題が中心になるだろうと思うのですが、そのときに商取

引法と民法の融合問題は比較的思考しやすいのですが、会社法といういわば組織法の問題を考えると、民法との融合問題を作ろうとすると無理矢理作るという感じがあって、従来の議論で融合問題というのは数に限りがあるという議論をしていたのに、率直に言って、ここだけ頑張るとするのは、ちょっとおかしいのではないかと思っています。

【釜田委員】今のような御意見も、もし機会がありましたら科目別ワーキンググループへちょっとお伝え願えますでしょうか。

【横田人事課付】分かりました。

【宮川委員】公法系、刑事系では、4時間の大大問1問というときもあるという議論はないのでしょうか。2時間で事例解析能力その他の能力を試すという問題作りが果たして可能なのか、という疑問があるものですから。

【磯村委員】前に試験時間の問題を取り上げたときに、例えば、刑事系で同じ事実関係を与えて刑事訴訟法的な部分と刑事実体法の部分を分析させる必要があるときに2時間ずつに切ると困るという議論があったので、それはあるいは考えておられるかもしれませんね。

【宮川委員】でもこの3ページの「・刑事系科目については、うち1問は、主として刑法にかかわる問題とし、他の1問は、主として刑事訴訟法にかかわる問題とする。」とこういうことを決めておられるわけですね。

【磯村委員】事実関係を共通としても、そのうち刑法中心の問題を一つ出して、刑事訴訟法中心の問題を一つ出す、一つというか問題文を出すというのは、恐らくこれについては排除されていないのではないのでしょうか。これはむしろ科目別ワーキンググループでの御議論をお伝えいただければ良いのですけれども。

【釜田委員】今出ました御意見も機会がございましたら公法系・刑事系にも御連絡願えますか。

【横田人事課付】はい。分かりました。

【釜田委員】この辺りによろしければ、次の「3 論文式の成績評価の在り方」について移らせていただいてもよろしいですか。

【横田人事課付】「3 論文式の成績評価の在り方 (1)採点指針、(2)採点の公平性・調整の問題」について説明させていただきます。

(1)は採点指針でございます、「 全体的な論理的構成力、文章表現力

等を総合的に評価することとともに、実務に関する基礎的な能力の判定にも意を用いる。」となっており、その説明として、「形式的に多くの論点に触れているか否かではなく、出題に含まれる問題点を的確に抽出、分析し、抽出された問題点について法の解釈・適用を論理的かつ適切に行っているかどうかを判定する。その際、全体的な論理的構成力、文章表現力等を総合的に評価することにより、実務に関する基礎的な能力の判定にも意を用いる。」ということで、御議論の中で出ましたキラッと光る答案、印象の良い答案というものをできるだけ取り込むという趣旨を表現したものでございます。

(2) 採点の公平性・調整の問題として、まず、「 考査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように、考査委員間で答案の評価についての考え方を統一する方策を検討するとともに、考査委員間における採点格差を偏差値等により調整することを検討する。」ということで、すべての答案を一人の考査委員が採点することはできないという実情に応じた方策。次に、「1通の答案について複数の考査委員で採点する。」ということで、これは、「客観性、公平性等の確保の観点から、1通の答案について複数の考査委員で採点して慎重な審査を期す必要がある」ためです。さらに、「選択科目間における難易度格差を調整する方策について検討する」というのも、かつて現行司法試験に選択科目がございました当時、実際に難易度格差を偏差値により調整するという方法を採用しておりましたところから記載したものです。

【磯村委員】採点指針のところの枠囲みとその下の関係についてなのですが、枠外の方から言うと、その際から始まっている文章が、何か枠囲みではむしろメインになっていて、最初のところの問題をカバーするとすると、先ほどの修正された第5の出題の在り方のところの事例解析能力、論理的思考力、法解釈適用能力等というのがそれに対応する部分ではないかと思しますので、それを取り込んではどうかなと思うのですが。

【小津委員】そこは私も、採点指針として、「論理的構成力」と「文章表現力等」だけ出てくるのはちょっと変だなという感じがしておりまして、こういうことも見るんだということなら分かりますが。ちょっと工夫していただいた方がよろしいですね。

【鈴木委員】これは文の問題ですけども、枠内は先ほど読まれたときに「評価するとともに」と、下では「ことにより」となっていますね。下も「とともに」ではないかなと思うのですが。それを評価することによって実務的な能力が分かるということでは必ずしもないと思しますので。今、小津委員がおっしゃった点は、先ほど出題のところでも申しましたとおり、これは重要だとは思いますが、これだけではないというのは当然のことだと思います。

【宮川委員】考査委員という言葉の意味ですが、この考査委員というのは試験問

題も作るのですか。

【横田人事課付】はい。

【宮川委員】試験問題は作らないけれども、採点だけをするという人はあり得るのですか。

【池上人事課長】論理的にはあり得ますが、それは総体としての考査委員の御判断に委ねることになると思いますが。

【横田人事課付】と申しますのも、改正司法試験法には、司法試験考査委員の職務として「問題作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置く」と規定されておりますので、問題作成及び採点並びに合格者の判定が司法試験考査委員の権能です。

【宮川委員】司法試験法に言う考査委員でない採点だけを担当する人たちを考えるとしたら、司法試験法を改正しなければならないということなのですか。

【中川委員】そうなんですか。

【小津委員】ですから、実際、採点だけということをするためには、その方々も考査委員であって、考査委員の中で、その総意に基づいて、問題作成はこの人たちだけでやって、採点はこの人たちだけでやるとみんなで決めていただければ今だってできるわけです。

【磯村委員】役割分担の問題ですよ。

【中川委員】基準を作りながら、なおかつ複数の考査委員が見るのですか。採点の前に採点評価基準を作る、あるいは会議でどんな答案ならば何点ぐらいにしようというようなことをやっているわけでしょう。それをやっておきながら、なおかつ複数で採点する必要があるのですか。

【池上人事課長】現行試験でも、従来からこのようなやり方をやっております。

【宮川委員】1通を複数人で見るというのは、現行司法試験なら可能でしょうけれども、しかもそれも考査委員の非人間的な努力により可能となっているということだと思っておりますが、答案の量も多くなり、なおかつ、一万人時代を迎えるということが近く予想される中で、1通の答案を複数で見るということは現実的に可能ですかね。不可能ではないでしょうか。



【鈴木委員】この前から出ている採点の方法の問題で論点積み上げがいいかどうかという議論がありまして、私は基本的には論点積み上げにせざるを得ないだろう、ある程度客観的な基準を設ける必要があると思うのです。しかし、一方で、やはり文章表現能力ということになりますと、ある程度裁量点的なものも予定した基準といいますか、ある程度幅をもった配点をしてその中で審査委員が文章表現能力が何かについて、主観的に判断をする。そうすると複数の人に見ていただいた方が不公平というところが無くなるのではないかという気がします。差がなくなるような基準を作ると正に論点積み上げ式の弊害がストレートに出てしまうということではないかという気がします。

【宮川委員】今は点数を付けるということが前提となっている議論ですから、その前提を動かさないで一応議論いたしますと、その場合でも、例えば民法について、ある期待点というのが設定されたとして、まず一人の方が見て、偏差値調整をする。偏差値で換算した点で考えて、そして期待点を見る。その期待点の前後、例えば20パーセントぐらいの者あるいは30パーセントぐらいの者についてのみもう一人の人が見て、その点数評価が合理的であるかどうかということについてチェックするという方法でよいではないかと思いますが。

【磯村委員】私は複数採点がやはり必要ではないかというように考えています。一つには、今まで以上に、ある種の印象点というか、そういう表現が適切かどうかは別として、やはり事例解析能力、論理的構成力、表現力などについての配点基準が大きくなればなるほど、評価のブレが大きくなる部分というのはあるだろうと思います。また、こういう庶務担当原案をお考えになったときには、従来の司法試験の中での実績というのも恐らく経験値としてあって、複数採点体制がやはり必要だという認識に基づいておられるだろうと思いますし、いろいろなケアレスミスを防ぐということも含めて、複数採点は必要なのではないかと思います。

【小津委員】私も基本的に磯村委員と同じ意見なのですが、「科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめ」の中では、今の問題についてはやはり「1通の答案を複数の審査委員が採点する方式によるものとする」と書いてあるのと、科目別ワーキンググループとの意見交換で、もうそこは全く当然そうなのだという前提でみなさん議論していたようであり、そこは実際にやっておられる先生方の感覚としてやはり一人では駄目で複数で採点しないといけないということがありなのだということはかなり強く感じました。それが、新しい司法試験になったららっと変わって一人で良くなるかと考えると、そこまでのことはないなというのが私の感じです。

それから、確かに今よりは明らかに司法試験の合格率は高くなると思いますが、別の意味で、だれがどれだけ司法試験に合格するかというのは極めてシビアな問題であり、そうするとき果たして採点が公平であるのかというのは、かなりギリギリとしたものになると思われます。

【中川委員】私の心配は、枚数が多いがゆえにじっくり見られない、怖いから複数で見ていると、そういう理由で複数になっているとすれば問題だと思います。何となく一人で責任を持つのが不安だからもう一人の方にも見てもらってお互いに分担した方が安心でしょという心理が裏にあるのなら、それは非人間的努力を強いてるのがいかんわけで、ここは予算の問題かもしれませんけれども、一人の人間が十分時間を取って見られる枚数に縮減すべきだと思いますよね。

【小津委員】私の理解する限り、それは予算の問題ではなくて、司法試験の採点をしていただける実務家、学者の方がどれだけ確保できるかというところだろうと思うのです。やはり採点だけの考査委員と言いましても、考査委員の方の名前は全員公表されまして、他の先生方から見て、何だあの方が採点しているのかということになったらこれは問題でございまして、自ずから限界というのがあるということでございます。

それから、考査委員の実感として、やっぱり複数だというのは、今でも非常に非人間的であろうと我々も思っているのですが、非人間的であるにもかかわらず、正に非人間的な努力をして非常にじっくりと見ておられる。そこはもちろんじっくり見るんだという前提で複数採点、それは作業が何倍かになるのですが、それを知った上で少なくとも今採点されておられる先生が思っておられるのだなと、前回あらためて感じたのです。

【中川委員】我々部外者から見てみると、立派な先生が、そんな複数で採点しなければならぬほど難しい問題が出ているのかなという気がします。十分自信を持ってやればよいのではないか。その代わりに、自分の物理的なできる範囲にしなければできないわけですから、人数を増やす努力、予算の問題があるのならそっちに努力をすべきであって、前近代的なやり方は、何となく見かけは良いように思えますが、よく考えてみると何かちょっと変ですよ。

【鈴木委員】今でも一人で採点して良いのであれば一人当たりの見る枚数は半分になるわけですよ。私は今委員をやっておりますけれども、半分になるから一人で採点する方がいいかと聞かれば、現在の考査委員の方はそれでいいとおっしゃらないと思うのです。それは自信がないからではなく、自信のある方同士でやるとかえって差が出てしまうと、同じ答案を見ても差が出てくると言えるのではないかなと思うのです。こういう表現が良いかどうかは別にして。

【小津委員】恐らく鈴木委員が別の言い方をされたのは、自分一人で全部決まるのだと思った方が非常に細かい論点主義で採点してしまう方向に走ってしまうと思うのです。ですから自分がこうだという採点をするという観点からみても、やっぱり別の人が採点して、足して調整した方がいいという実感がおありなのではないかと思うのです。

【中川委員】しかし，評価基準とか，評価会議をやって，模範回答というとおかしいけれど，これくらいのことを書いていれば何点だよとやられるわけですよ。だから，私はそんなの民間委託にした方が良いと思うと言っているのは，民間の人はそれが守れるわけですよ。主観を全部排除して。客観的に目の前に置かれた対象物として試験答案を見ますから，その基準がきちっとしていれば，後はものですよ。そんなふうにも思ったんですよ。何となく前近代的で，誰かの自己犠牲みたいな，そういうものに頼っているような感じがどうしても抜けないのです。

【磯村委員】これから答案を読む分量は増えますので，採点通数はかなりドラステックに減らさないと，やはり実質的に十分には見れないと思います。

しかし，ある程度グループ相互間で一定の等質性が保てるような数は必要で，10枚，20枚単位ですと結局グループによって大きな差が出るので，200枚ないし300枚という程度の数字が現実的ではないかと思えます。その中で複数見るとすると，仮に6,000枚見るというときに，延べ40人という考査委員数になるのでしょうか，その程度の数の採点委員は見つかると思えますが。300枚が500枚になるときの負担増加率というのは，恐らく1.何倍ではなくて，2倍以上。枚数が少なければ少ないほど，採点者は前後の見通しが良くできて，成績評価もブレが少なくなると思えます。一人の採点者が1000枚も分量の多い答案を見るというのは，成績評価を全答案を通じて統一できるのかと深刻な問題を招くと思えます。300枚程度の数で考えると複数採点は実現可能だと思いますが。

【中川委員】私どもは，人事評価やるでしょ。一次評価，二次評価，三次評価までやりますが，三次評価で一次評価が変わるというのは極々まれですからね。やっぱり最初に見ている人の評価というのはかなり正しいし。まあ，その人が変な場合は別ですけども。そのときは変わるのでですけども，そんなに変な人が一杯いるとも思われないので。

【宮川委員】司法試験の考査委員は，小津委員がおっしゃったように相当程度能力がある人たちでないと務まらないということは理解できますけれども，そういう能力のある人は限られていて，その限られた資源をこの司法試験のためにずっと毎年毎年投入し続ける。司法試験の考査委員でなければその人たちは夏休みに論文を1本，2本と書き，学問的な業績も蓄積していくことができるということであろうのに，それを犠牲にしているわけですよ。そのことを全体として見た場合に，そういった在り方というのは本当に良いことなのかという視点が必要だと思います。

その答案が合格答案かどうかの判定について客観性があって公平に行われているということが確保されれば，恐らくは社会の納得を得られるのでしょから，

その一点だけに集中して，そこで客観性・公平性を担保できるような方策はないのかということを考えてみる必要があると思います。

【磯村委員】非人間的というよりも超人的努力の方だと思いますが，しかし，仮に300枚という限定で採点者が仮に一週間集中すれば，十分につく枚数だと思うのです。それはかけるべきエネルギーなのではないかと思えますけれども。それぐらい重要な選別を，日本の司法制度のためにしているのではないのでしょうか。

【柏木委員】宮川委員のようなアイデアは非常に良く思えるのですけれども，例えばそれを選別したりするのに時間が掛かる，いったいどれぐらいの時間が掛かるのか，それから上下何パーセントの間でどのぐらいの分布が入っているのか。例えば上下10パーセントやらなければならぬのか，3パーセントでよいのか，データが全くないのですね。だから，今ここで結論は出せないのですけれども，何かそういう，これからの司法試験についてデータを集めて，より良い方向に分析をする，より良い方向，仕方を考えるメカニズムを設定すべきだという気がします。

【宮川委員】私は，点数を積み上げる方式は一定の合理性があると思います。受験者は，自分は何点なのかということを知りたいと思っている。これから成績を開示していくということになってきて，その成績を就職とか留学のときに提示しなければならぬということであれば，卓抜した答案を書こうと，それぞれ志のある者は努力するだろうし，勉強もするだろう。合否の判定だけですと，ともかく不合格答案を書かなければ良いのだということに流れがちで，受験技術がまた悪い影響を及ぼしていくということにもなりかねない。したがって，点数を積み上げていくということはそれなりに合理性があるとも考えています。

しかし，他方，論文式試験の採点をする人について一万人時代を早晚迎えるであろうと。そういうときに限られた人たちでそれを賄い切れるかということ，賄い切れないのではないかと。であれば，新司法試験について実施の方法を考えるに当たって，新しい採点の在り方をここで考える必要があるのではないかと。そう考えてああいう提案を一つのモデルとして，たたき台として出したのです。

【中川委員】5月の中旬に試験がありまして，9月の中旬が合格発表だとすると，中4か月ですよね。これは長いのではないですか，どう考えても。せいぜい1か月，もっと短くてもよいと思いますが。せいぜい1か月半とかというのが常識的なのではないですかね。だからそういう目標みたいなもの，こういうふうにしようよというものが先にあって，それを実現するためにはどういう方法を取ればよいのかということ，これは別に司法試験管理委員会の方で考えていただくわけにはいかないのですかね。ここでやるのはなかなか大変ですよ。そのために予算措置も必要かもしれないし，もっと機械的な手当をしなければならぬかもしれないし，いろいろなことがあると思うのですが。

【小津委員】よろしければ、この点について今の御議論の状況からしますと、司法試験の在り方として、これから先もずっと複数の考査委員で採点するべきだという結論ではないと思いますけれども、さらに議論することとしてはいかがでしょう。

【釜田委員】それでは、そういうことにいたしましょう。

【宮川委員】先ほど、磯村委員がおっしゃたことをここで議論しないといけないと思いますが。

【磯村委員】私は、ここに書いてある内容は、論点積み上げ方式を採るか、段階評価方式によるかということについてニュートラルではないかというふうに受け止めています。段階式評価というと、非常にアバウトに採点するというイメージを持たれているかもしれませんが、それはそうではなくて、論理的な構成能力といったものは、1点とか、0.5点刻みで答案に差をつけて、総合点で1点低かったら法律家になるべきではない、1点高かったからぎりぎり法律家になれるというような判定の仕方になじむ問題ではないであろうという点が出発点です。そういう能力はもう少し10点刻みとか5点刻みとか大きな幅で差異を付ける問題だと考えているのですね。大学の採点でも、採点者が主観的印象だけで適当に成績評価を付けているのではなく、しかし、優を付ける答案と、良しか付けない答案と可しか付けない答案と、不可にする答案とは明らかに質的に違う、そういう意味での段階というものがあります。その段階評価をするときに、いろいろな評価基準があるというのは当然で、その評価基準について採点者間で調整をすることにももちろん必要ですし、例えば優をたくさん付ける採点者と可、不可ばかり採点者がいてはならないというのは同じですので、ここに書かれている調整の必要性というのは、段階式評価を採ったとしても、全く同じように出てくるので、そういう意味で、ここの書き方については、私はこれはこれで良いかと思っています。

【中川委員】論文式試験の結果は、全く本人には言わないのですか。

【横田人事課付】いいえ、不合格者に対して通知しています。合格者に対してはこちらから通知はしておりませんが、請求があれば、科目別と総合のA～Gのランクを開示しております。

【中川委員】不合格者には通知しているのですか。今でも通知しているのですか。

【横田人事課付】はい、そうです。不合格者に対しては、科目別の得点ランクのほか、総合順位も開示しています。

【池上人事課長】今後この試験でどうするかというのもまた検討が必要です。

【中川委員】公平性と言ったって、結果を伝えないと公平性なんか出てきませんので。勝手にこっちで公平だ公平だと言ったって。

【釜田委員】今の第4のところは次回引き続き検討したいと思います。

それでは、次の「第5 総合評価の在り方」に移らせていただきたいと思います。

【横田人事課付】「第5 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方」の「1 短答式試験による一次評価の在り方」でございますが、これは改正司法試験法の第2条第2項の条文を当てはめた形で、「『短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者』の判定を行うための合格に必要な成績の設定について更に検討する。」としております。また、枠外では、その判定の2つの方法として、「全科目総合の『合格に必要な成績』のみを設定する。」「全科目総合の「合格に必要な成績」を設定することに加え、法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を的確に判定するため、科目ごとにも最低ライン（これに達していない者については、その一事をもって不合格とするラインをいう。以下同じ。）を設定する。」という内容を記載しております。

続きまして、「2 総合評価の在り方」についてですが、枠内が、「論文式試験においても科目ごとの最低ラインを設けることについて検討する。」、  
総合評価においては、論文式試験の配点の比重を短答式試験より相当程度大きいものとする方向で、その方法について更に検討する。」となっており、枠外は、総合評価の方法について「必ず短答式の成績を加味して合否判定する方法」「一定の場合にのみ短答式の成績を加味して合否判定する方法」を記載しております。さらに、「3 その他」といたしまして、「論文式試験については、考査委員を十分に確保するなど、適正な答案審査体制の確保に配慮する。」としております。

【宮川委員】「1 短答式試験による一次評価の在り方」は二つに整理されておりますが、科目ごとに最低ラインを設けるといっただけの意見もあるのではないのでしょうか。

【横田人事課付】はい。その立場も考えられますが、科目ごとの最低ラインのみを定める立場は、科目ごとの最低ラインの合計点を「短答式試験に必要な成績」とみる立場ですので、の立場に含まれるものと考えてまとめて記載いたしました。

また、その立場の考え方が、科目ごとの最低ラインのみを設け、「合格に必要な成績」を敢えて設定しないことまで含むのであれば、改正司法試験法第2条第

2項が、「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき」、合格者の判定をすることとしている関係で、真正面から「合格に必要な成績」を設定しないとするは立法者意思に反するという御意見もありましたので。

【宮川委員】科目ごとに最低ラインを設定する、これに達していない者については、その一事を持って不合格とするということは立法者意思に反するという議論を踏まえると、の説も新司法試験法に合致しないように思えるのですが。つまり最低ラインに達していないという一事をもって、短答式試験の合格に必要な成績を得ていないという判断をしてしまうことでは同じですよ。

【横田人事課付】の説では、一応、「合格に必要な成績」というものを設定する立場ですので、改正司法試験法の解釈上も許されるのではないかと。

【小津委員】およそ合格に必要な成績というものを一切無視したような立場はいくら何でも排除すべきではないかという御趣旨なのではないでしょうか。合格に必要な成績というものがあり、それに加えて、科目別であまりにもひどい点を取った者はその人を不合格にしよう、それは解釈上許されると、そういうことなのですね。

【鈴木委員】各科目の最低ラインをクリアすることが合格に必要な成績だと言ってしまう説として、3番目の説だと考えてもいいと思うのですが。

【横田人事課付】そのような御意見も当然あり得ると思いますが、この案では、それはに含まれると考えたものです。

【鈴木委員】例えば、各科目5点を最低ラインにすると、総合で15点が「合格に必要な成績」だと考えるというのと同じなんでしょうか。各科目で最低ラインを設けてそれをそれぞれクリアすることが合格に必要な成績であると言った方が説明としてはすっきりするような気がします。

【磯村委員】単純に割り切った方がいいと思います。あえて合計点が設定ラインだという必要もないし、十分でもないわけですから無駄な部分だと思いますね。だから、それが新司法試験に反するかという解釈が全然理解できなくて、問題はむしろ実質論だと思いますけれども。

【鈴木委員】私は各科目の最低ラインだけを設ける立場に賛成という趣旨ではないのですが、そのような立場をおよそ司法試験法が予定していないとまで言えるかということ、そうなのかなと疑問に思うのです。

【磯村委員】これは、全科目総合の「合格に必要な成績」と、法文の方の「必要な成績」というのが恐らく趣旨が違っていて、こちらのの方は全科目について

必要な点数プラス各科目についての最低ラインというそういう見方をすることによって、法文と整合的に読めるのではないのでしょうか。

【中川委員】法科大学院をどのくらい信頼するかという問題にかかってくると思いますが、一科目だけ点数が極めて低いというような、そんな極端なことはもうないと思いますね。例えば、満点が各科目200、300、200で700点だとしますよね。700点満点で、例えば500点取った人が、刑事系科目だけは50点だったとかね、そういう極端な例はないという前提に立って考えた方が良いのではないのでしょうか。それは法科大学院がそういう教育はしないんだと。やっぱり基盤科目については進級制もあるのだし、最低ラインをきちっと教育してくるんだということ。特に短答式ですからね。そのところはあまり議論しなくていいのではないのでしょうか。法科大学院はそういうものだという前提の方がすっきりするような気がするのですけれどもね。結局は総合点だけですべて割り切ってしまうということにすれば、ごちゃごちゃした話はなくなるわけですから。

【宮川委員】前に議論したときに三つの考え方がありました。私は の考え方で。しかし、 の考え方やここで排除されている の考え方も新司法試験法は排除していず、それぞれ理由もあると考えています。ここでは、 でいくのか でいくのか決めなくてはいけないということですか。

【小津委員】ここは更に検討するというところでよろしいのですよね。

【鈴木委員】私は、一科目でもあまりに得点が低い人が合格するのは困るなという気がするのです。ただ、合格レベルがかなり高いものであれば、一科目でもものすごく低い点数をとれば実質上合格するのは無理ですよね。例えば、100点満点の3科目というときに、合格ラインが9割で270点だとしますと、2科目満点だとしても、あと1科目は70点はとらなければならないことになりますので、結局科目別の最低ラインを設けるかどうかは、合格レベルとの関係で決まるのだと思います。ただ、 説か 説かどちらかと聞かれれば、やはり一科目でもあまりに得点の低い人が合格するのは心配なので、最低ラインを設けておいていただきたいなという気がしています。

【磯村委員】今おっしゃったように、問題の出し方によってどういう点数が付くかに依存する部分があって、法科大学院のカリキュラムからいうとおそらく全部必修科目になる科目なんですね。そうすると、逆に法科大学院でちゃんとやったらこれだけの点数は取れるはずだと。設置基準ではかなりあいまいな言い方になってはいますが、事実上必修単位がこれぐらいになるというのはおおよそコンセンサスができています。それを前提として、実際そういうケースがあるかどうかは別ですが、仮に、ある科目については基準値を満たさないような非常に低い点数



で、しかし、他の2科目が高得点であることによって総合得点ではカバーするというときに、この三科目全分野を十分にカバーしていなくても良いのかというと、やはりそこは気になるところはあります。ただ、他方でその議論を詰めていくと、民事系の中で民訴は全然できなくて、民法、商法だけでカバーしているのはよいのかという議論にもつながっていくので、そうするとまた難しいかもしれないと思います。

それからもう一つ、今中川委員のおっしゃったのは全く正論なのですが、司法試験の新しいやり方も、法科大学院教育に対する信頼と不信の間で揺れ動いていると思います。本当に全面的に法科大学院教育を信頼できるのであれば、短答式試験のレベルというのはみんなクリアできるはずなのですが、それはやはりそうではないという前提でどこかで切らないといけない。そうすると個別的な科目についても一定の基準値を設けるということは意味があるかもしれない。ちょっといろいろな点で微妙で踏ん切りがつかないんですけれどもね。

【柏木委員】私は趣旨からしたらやはり だと思えますね。やはり1科目でもレベルに達していないものがあつたらそれは、短答式ですから、ダメとすべきだと思いますけれども、実際にそんな人がいるのかということですよ。論文式だったら別だけれども。更に論文式の試験をやるわけですから、そんな細かな区別をすることが実際に意味があるのかなということがちょっと疑問に思いました。これも統計があるといいのかもしれませんが、でもいいのかなという気がします。

【鈴木委員】今は3科目一緒にやりますのである意味では1科目を捨てて2科目に時間を集中的に使って全体としてはクリアするということが可能ですけれども、今度、短答も各科目ごとに実施となれば、民法と民訴のどちらかを捨てるという問題は生じはしますけれども、科目間ではどちらかの科目を捨ててしまうという問題は出てこないのかなと思います。せっかく時間があるのに俺はこれはやらないという人は、まずいないと思いますので。しかし、基本的な考え方としては、やはり1科目でもあまり低い得点で合格されると困るなと思います。

【宮川委員】最低ラインの決め方にもよりますよね。これが高いものだと問題が生ずる。文字通り最低ラインだったら でもいいかもしれないということですよ。

【中川委員】これは磯村委員が一番最初に言っておられましたけれども、観念的に決めるのか、それとも合格者を何人にするかということから決めていくのかね。これは最後の問題として残るのですね。

【宮川委員】短答式の話ですから。ちょっと。

【中川委員】ちょっと違いますけど。やっぱりドンと段階的選抜を行って。

【磯村委員】恐らく論文式の採点枚数という発想からいくのではなくて、どこかにある種の基準値があると思うのですが、ただ、現在の短答式で出題者がこれくらいの難易度だと思って出したのが、それに見合うような期待値になっているかというところを恐らく必ずしもそうではないとすると、実際問題として到達度の基準設定をどうするかというのはなかなか難しいかもしれない。そういう技術的な問題はありますけれどもね。

【中川委員】不合格の人は早く知らせた方がよいという問題とも絡んできますからね。かなりそこは難しいなと思いますね。

【釜田委員】今の点は、今のような御意見を踏まえて更に検討を進めるということでもよろしいでしょうか。

次に、第5の2の総合評価の在り方ですね。これはいかがでございましょうか。

【宮川委員】論文式試験においても科目ごとの最低ラインを設けることについて検討するということは、1科目でもその最低ラインに達していない場合には、不合格とするということの意味しているのでしょうか。

【横田人事課付】はい。

【小津委員】今はどうなっているのですか。

【横田人事課付】得点が10点に満たない科目がある場合には、それだけで不合格としております。

【中川委員】これも短答式と同じ議論ではないですかね、基本的には。

それと、やはり志望動機というか、自分が将来こういう法曹になりたいということをロースクールの中に醸成するというのも大切なことだと思うのですよね。そうすると勉強の比重の置き方が、そういう人は少し違ってくると思いますし、それが試験に反映してもいいというところは踏まえておく必要がある。金太郎あめばかりを作るのではないよと、良い科目とちょっと勉強が足りない科目があってもいいんだというコンセプトの方が私はいいと思うのですけれども。そうすると総合で判断するということになってくる。あんまり極端に低い得点の科目はないですよ。やはり法科大学院を信頼して、そっちの評価の方をしっかりとやってくださいと言うしかないんですけれどもね。

【磯村委員】一つは選択科目でこれが出てくるかもしれないという気がしますね。

【柏木委員】選択科目は最低ラインが無くてもよいということですか。

【磯村委員】両方あり得て、選択科目についてはかえって幅があり得るので、個人的には、選択科目は合否だけを判断して、点数評価をする場合には、選択科目を除いた法律3科目でやったらどうかというくらいのイメージでいるのですが。いろいろなバリエーションがあり得るので検討するというような表現で良いのではないかと思うのですが。これは科目別ワーキンググループでは全然議論がなされていないということでしょうか。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループでは、現行試験で行われているような最低ラインの設定は不要ではないかという御意見もあるようです。

【小津委員】ここは検討するということで現時点では良いと思います。最終的な報告をまとめるときに、中川委員が言われたように、本当に余程ひどい人でないと落ちないということを知ってもらえるように書くべきでしょうね。別のふうにとられてですね、平均的に全部の科目ができないと合格してはいけないと思っているのかと言われないような配慮は必要ですね。

【宮川委員】さっき鈴木委員がおっしゃったように司法修習との有機的連携ということが司法試験法に目的として記載されていますね。例えば、刑事法についてひどい悪い点数を取ったと。しかし民事法と公法についてかつ選択科目についても良い成績であったという例を考えた場合にどうするのですか。司法修習において刑事裁判、検察、刑事弁護があることと関連づけると、科目ごとの最低ラインに達していないとして不合格とするのですか。それとも総合点で評価するのか。

【小津委員】それは両論考え方があると思います。科目別最低ラインというのは、これをかなり高いところに設定しようとする、なかなか決めにくいかもしれませぬ。零点は不合格という基準を作るのはたやすいですけれども、これはほとんど意味のないようなものですから。

【磯村委員】一つは短答式と同じ問題かどうかというのは少し考える余地があるかもしれなくて、本当に基本的な能力ということからいうと、短答式の方によりなじみやすく、論文式の方はもうちょっと表現力とかそういうことを含めての評価ですので、単なる分野だけの問題ではないということも多くありそうです。総合点というのは割となじみやすい気がしますがそれでも。

【柏木委員】私は、短答式はともかく、論文式では得意不得意があっても良いではないかという考え方ですね。

【磯村委員】失敗してもいいではないかという感じですかね。ちょっと言い方を変えると。

【鈴木委員】やっぱり合格レベルがどの程度かにもよるところですし、最低レベルとはどの程度なのか、失敗という程度なのか大失敗なのかという問題だと思います。ただ、現行のやり方と比べますと、現行試験では論文には最低ラインがあるけれども短答にはない。とすると、今と逆さまになるような、短答は最低レベルを設定しよう、論文は外してしまおうというので、それでいいのかなという気がしないでもないのですが。

【釜田委員】この点は次回に更に検討しましょうか。予定の時間も参っておりますので、総合評価のところを簡単に議論しておきましょう。

【小津委員】これはこれでよろしいのではないのでしょうか。

【磯村委員】 のイメージというのは少し敷衍（ふえん）して説明していただけますでしょうか。

【横田人事課付】例えば、論文式試験の科目でD評価が何個かあった場合にのみ短答式試験の成績を考慮する場合などを想定しています。

【磯村委員】それは司法試験法の第2条第2項の範囲内と理解してよろしいのですか。

【横田人事課付】条分上は、必ずしも常に短答式試験の成績も加味せよとまで命じているのとはいえないと考えられます。ただ、条文は「成績を総合して行う」と規定していますので、やはり素直に読めば。

【磯村委員】やや苦しいかもしれない。

【横田人事課付】ええ。必ず加味するのが条文の素直な読み方かなという気はしております。

【柏木委員】 のメリットというのはよく分かりませんね。

【小津委員】ちょっと今の段階では、こういう案が特に支持を得ているわけでもないのですから、具体例としてここに書かない方が良くもしいかもしれませんね。いずれにしてもその方法について更に検討するのですから、中間報告からは除いたらどうですか。真ん中の「・」の項目を外すということで。

【釜田委員】いかがでしょうか。今の段階で外しておいて、また検討するということで。

【鈴木委員】よろしいんではないでしょうか。

【釜田委員】そういたしましたら，先ほどからお話のある得点評価か段階評価という点について，もう少し，御議論をいただきましょうか。

【小津委員】評価についてどのような考え方を取るにせよ，中間報告の表現は，これでいいのではないかと思います。

【磯村委員】ええ。評価の実際の仕方は，私の理解では，この文章についてはニュートラルであるということなのですが。それがそうでないとすると，先ほど申し上げたような意味で，本当に1点刻みで評点を付けるというのが，資格を付与するかどうかという質的判断において決定的なのかどうか。より絶対的な基準値として，ここまでは合格，ここからは不可ということになるのが筋ではないかと思います。取り分け1点刻みで評点を付けると，やはり何人まで取るという発想と非常に親和的な方向に働いて，合格人数があらかじめ決められているという方向にもつながります。

【小津委員】いずれにしても，もう少し議論した方がよいと思うのですが，得点評価か段階評価かという問題は，程度問題だということもあるわけで，100点満点は100段階評価だと言ってしまえばそれまでですから。要するに，どれくらい細かい刻みで基本的に考えるかですね，ここはもう少し時間を掛けて議論する必要がある。

【宮川委員】50点から80点くらいにほとんどの答案が集中すると，そこは5点刻みで考えるという考え方をもし採用するとすれば，それは実質上6段階評価であるということになりますよね。

【磯村委員】最終的に総合点の1点が，結果を分けるということになると，実は点数の上では非常に厳正に見ているように見えるけれども，本当に客観的に1番から千何番まで厳密に成績順に並んでいる話なのかという疑念は非常に強いですね。そのところが一番問題で，論点積み上げ方式が厳密で，段階評価が厳密ではないという前提自体が成り立たないのではないかと思います。しかし，これはここで詰められない問題だと思いますので。

【宮川委員】しかし，ここで結論を出さなければいけないことなのではないのでしょうか。今日出すかどうかは別にして。

【釜田委員】これは次回につなげた方がよろしいですね。

【鈴木委員】庶務担当の方で今日の議論を踏まえた修文案をお願いします。

【横田人事課付】次回までには、科目別ワーキンググループの意見の整理と合わせた合体版を準備させていただきたいと思っております。

【鈴木委員】だんだんと日にちがなくなってきましたですね、今日の話をつまめますとかなりすり合わせも詰まってきましたが、科目別ワーキンググループとの意見のすり合わせにも時間が限られています。そこで、次回の在り方検討グループの会合に、全体会の高橋座長にオブザーバーとして出席していただき、我々の議論を聞いていただいた方が、その後の科目別ワーキンググループとの意見交換もスムーズにいくのかなという気がいたします。

【横田人事課付】高橋座長にご都合をお伺いしてみます。

(2) 今後の予定

【釜田委員】次回は7月8日(火)の午後3時からでございます。

(庶務担当から今後の予定について説明)